

沖縄出身南洋移民女性の生業と戦争

— ジェンダーの視点から —

川島 淳*

近代日本において沖縄から南洋群島への人口移動は、日本や沖縄、南洋群島などをとりまくアジア・太平洋地域の国際関係や、日本による沖縄・南洋群島の統治政策を背景として生まれた社会現象であったといえる。本稿では、沖縄から南洋群島に移動した女性の渡航の形態・要因や生業の実態、戦時体制下での生活形態などから、性別役割分業のありようについて明らかにしつつ、アジア・太平洋地域における帝国日本の植民地統治・戦争遂行との関係のなかで沖縄出身南洋移民女性の特性について考察する。その際に、沖縄県内の自治体史に掲載されている移民女性の証言などに依拠することにする。

帝国日本の形成・展開・崩壊ないしは縮小という一連の過程において、沖縄出身南洋移民女性は、好むと好まざるとにかかわらず、帝国日本の南洋群島統治の維持・拡大を支える存在であった。すなわち、南洋群島の統治政策や戦争遂行は、性別役割分業などに基づく移民の活動によって支えられていたといえる。また、沖縄と南洋群島の統治政策や戦争遂行と、それに基づく性別役割分業によって、自らの人生、生と死が直接的にも間接的にも影響を受ける存在であったことが垣間見られる。これこそが、まさに性別役割分業と戦争遂行・植民地統治との関係性によるものであったと考えられる。

和文キーワード

ジェンダー、帝国日本、沖縄、南洋群島、植民地

目次

- | | |
|---|------------------------------------|
| I はじめに | 3 水産業 |
| II 南洋群島における沖縄出身女性の生業と戦争、性別役割分業に関する論点の整理 | 4 畜産業 |
| 1 近代日本と植民地 | 5 被服身製品製造業 |
| 2 帝国日本と沖縄 | 6 商業 |
| 3 帝国日本と南洋群島 | V 総動員体制下の南洋群島における女性の役割 |
| 4 南洋群島における性別役割分業 | 1 日中戦争の長期化に伴う総動員体制の構築 |
| III 沖縄出身南洋移民女性の渡航 | 2 日本軍の敗退と戦時非常体制下の南洋群島における性別役割分業の再編 |
| IV 南洋群島における沖縄出身者の生業 | 3 性別役割分業体制の再編 |
| 1 総論的考察 | 4 性別役割分業と南洋群島に残留した女性 |
| 2 農業 | VI むすび |

* 沖縄国際大学

I はじめに

本稿は、アジア・太平洋地域における帝国日本の形成・展開・崩壊ないし縮小という一連の過程のなかで、沖繩出身南洋移民女性の特性について、生業と戦争をめぐるジェンダーの視点から考察するものである。

帝国日本において沖繩と南洋群島との間での人口移動は、日本や沖繩、南洋群島などをとりまくアジア・太平洋地域の国際関係や、日本による沖繩・南洋群島の統治政策などを背景として生まれた社会現象であったといえる。

本稿でいう、沖繩出身南洋移民とは、1920年代から40年代前半にかけて、沖繩から南洋群島に渡航して産業開発などを担い、好むと好まざるとにかかわらず、南洋群島の統治を支えたが、アジア・太平洋戦争において犠牲者となるか、あるいは、戦場を生き延びて戦中・戦後に引き揚げて、戦後沖繩社会に復帰・定着するか、または、戦後沖繩で米軍基地建設などによって土地を奪われて海外などに再移住した人々のことを指し示している。このように、沖繩出身南洋移民の渡航・活動・引揚は、帝国日本・日本植民地主義の形成・展開・崩壊ないしは縮小に対応していた。

沖繩出身南洋移民の回顧録や証言などは、各種団体の記念誌や、沖繩県内の自治体史などに掲載されている。南洋群島からの引揚者で構成されるサイパン会やテニアン会などの記念誌において、戦争前は「楽園」であったが、戦場となった南洋群島が「地獄」であったという回顧録や言説などがある。他方、沖繩県内の自治体史・字誌に掲載されている沖繩出身南洋移民の証言において、渡航・生活・戦争・引揚という4つの要素が、起・承・転・結という論理構造のなかで構成されている。すなわち、沖繩での経済的事情や、閉塞感からの脱却、好奇心、徴兵忌避などの個人的な事情によって、斡旋人や南洋群島との人的ネットワークなどを通して渡航した男性は、南洋群島での生活が安定するにつれて、妻子を呼び寄せた。しかし、南洋群島での戦争に巻き込まれて、肉親や知人などが戦争の犠牲となった。生き残った者は、南洋群島から米軍統治下の沖繩に強制送還されて、現在に至っているというのである。

沖繩出身南洋移民の特質に関する従来の研究としては、あえて議論を単純化すると、日本の南洋群島統治政策や南進政策の遂行、南洋興発株式会社などの事業

展開、産業開発や要塞化などとの関連で沖繩出身南洋移民の特性について論述した論考（今泉裕美子 1992: pp. 131-177; 今泉裕美子 2016: pp. 127-188; 石川朋子 2000: pp. 99-121; 森亜希子 2013: pp. 317-374; 森亜希子 2014: pp. 15-28）、沖繩出身者の渡航や経済活動、学校生活、年中行事といった生活形態などについて言及した論考（今泉裕美子 1997: pp. 213-222; 今泉裕美子 2002: pp. 547-740; 今泉裕美子 2003: pp. 195-223; 森亜紀子 2011: pp. 125-135; 森亜紀子 2013: pp. 317-374; 森亜紀子 2024: pp. 159-183）、沖繩出身南洋移民の「帝国性」について考察した論考（富山一郎 1996: pp. 129-163; 富山一郎 2006）、沖繩出身南洋移民女性に着目した論考（那覇市総務部女性室・那覇女性史編集委員会編 1998; 今泉裕美子 2002: pp. 547-740; 今泉裕美子 2003: pp. 195-223; 森亜紀子 2024: pp. 159-183）がある。また、ジャーナリズムの立場から沖繩出身南洋移民の特質について問い直したものもある（赤嶺秀光 1990: pp. 72-87; 赤嶺秀光 2001: pp. 38-41）。

このように論じ尽くされた感のある沖繩出身南洋移民であるが、従来の研究において、必ずしも帝国日本の形成・展開・崩壊ないしは縮小との関係性のなかで、沖繩出身南洋移民女性の特性について考察されているとはいえないように思われる。そこで、本稿においては、沖繩出身女性の渡航や経済活動、戦時体制下での生活などから、性別役割分業のありようについて明らかにしつつ、アジア・太平洋地域における帝国日本の植民地統治・戦争遂行との関係のなかで沖繩出身南洋移民女性の特性について考察する。その際に、沖繩県内の自治体史に掲載されている移民女性の証言に依拠することで、個別具体的な日常生活のなかに、図らずも、植民地統治や戦争、性別役割分業が維持されていたことを明確にする。

本論文は4節で構成されている。まず、近代日本における沖繩と南洋群島の統治政策の展開や、性別役割分業などとの重層的な関係性のなかで、沖繩出身南洋移民の特性について考察することの意義について論述する。また「III 沖繩出身南洋移民女性の渡航」において、ジェンダー規範や、女性の渡航に関する類型について確認する。「IV 南洋群島における沖繩出身女性の生業」では、農業・水産業・畜産業・被服身製品製造業、商業に従事した女性の証言に依拠して、性別役割分業のありようなどを明確にする。さらに、「V 総動員体制下の南洋群島における女性の役割」では、

1940年以降における性別役割分業の再編のありよう
と移民女性の活動形態との関係性について検討する。
また、1944年頃に、性別役割分業の再編により、男
性は、南洋群島に残留して防衛戦力となる一方で、女
性は食糧増産や軍事建設作業に従事する役割を担う
か、あるいは戦時引揚にあたって14歳未満の子供や
60歳以上の高齢者などに付き添うという役割などが
付与されることもあった女性の戦争体験のありよう
について論述する¹。

II 南洋群島における沖縄出身女性の生業と 戦争、性別役割分業に関する論点の整理

1 近代日本と植民地

近代日本は、琉球王国・琉球藩を解体して1879年
に沖縄県を設置し、日本の領土内に編入した。日清戦
争で1895年に台湾を、日露戦争で1905年に南樺太を
領有した。1905年にロシアから関東州の租借権など
を獲得し、1910年には韓国を併合した。1914年に第
一次世界大戦が勃発すると、日本は日英同盟に基づい
てドイツに宣戦を布告し、赤道以北のドイツ領南洋群
島を占領して、大戦後に南洋群島を委任統治下に置い
た。このように、日本は、戦争などを通して領域を拡
大し、異民族を支配下に置き、「公式帝国」として形
成された。そして、日本本土と植民地などとの間に、
人的にも物的にもネットワークが構築された。なかで
も、南洋群島における産業開発の中心に製糖業が置か
れ、その主な労働力に沖縄出身者が充てられたことか
ら、南洋群島に渡航する沖縄出身者が増大した。

その後、1931年には満洲事変が勃発し、1932年に
関東軍によって満洲国が建国され、翌年に日本が国際
聯盟の脱退を宣言した。1935年に日本は国際聯盟を
脱退し、ロンドン海軍軍縮条約を破棄するとともに、
南洋群島を南進政策の拠点として設定し、南洋群島の
統治政策と産業開発を遂行した。1937年に日中戦争
が勃発した。日中戦争が長期化するなかで、1940年
に北部仏印進駐が実施され、日独伊三国同盟が締結さ
れた。1941年12月8日に日本は米英仏蘭に宣戦を布
告し、アジア・太平洋地域における西洋諸国の植民地

を占領・統治した。しかし、1942年以降になると、
米軍の反撃によって、日本軍にとっての戦局は悪化し
た。南洋群島のサイパンやテニアン、フィリピン、沖
縄などで地上戦が展開された。民間人も日本軍によっ
て召集・徴用され、戦闘に巻き込まれた。米軍占領後
のサイパン・テニアン・沖縄などは日本本土を爆撃す
るための拠点となった。1945年8月14日に、日本は
ポツダム宣言を受諾し、翌日正午の玉音放送によって
国民などは敗戦を知らされた。その後、日本の本土や
植民地、占領地などにいた人々が、出生地・本籍地に
帰還することとなった。

以上のような帝国日本の形成・展開・崩壊ないし縮
小は、後述のように、沖縄出身南洋移民の渡航や生業
などにも、大きな影響を及ぼすこととなったのである。

2 帝国日本と沖縄

現在の沖縄には、かつて琉球王国があった。琉球王
国は明・清との朝貢関係にあり、1609年の島津侵攻
によって島津氏の支配下にも置かれたことで、明・清
と徳川幕府・薩摩藩との二重朝貢体制のなかに位置づ
けられた。徳川幕府が崩壊した後の1868年以降にお
ける日本の国民国家形成過程のなかで「国境画定」が
政策的課題となった。日本は琉球王国を琉球藩に再編
し、1879年には琉球藩を廃して沖縄県を設置した。
その後においても、旧支配者層のなかには日本政府・
沖縄県に抵抗を続け、「琉球救国運動」を展開するも
のもいた。これに対して、日本政府・沖縄県は、地域
社会における支配者層が「琉球救国運動」に合流する
ことを懸念して、琉球王国時代の地方制度や土地制度
などを継承する「旧慣」温存政策を実施した。1894
年に日清戦争が勃発し、翌年に日本が清国に勝利する
と、「琉球救国運動」は急速に衰微した。こうした状
況のなかで、日本の沖縄統治政策は、「旧慣」温存政
策から「内地延長主義」的政策に転換した。

日清戦争後における沖縄の諸制度改革によって、従
来の社会経済的構造が変容した。なかでも、沖縄から
の移民送出の背景となる主な制度改革として、1898
年における徴兵令の施行と、1899年から1903年にか
けて実施された土地整理事業の実施があげられる。

¹ かつて筆者は、戦時引揚に関する政策決定内容と実際の政策遂行との関係性について言及し、戦時引揚対象者が1943年12月8日付の「邦人引揚ニ関スル件」と1944年4月14日付で閣議決定された「南洋群島戦時非常措置要綱」において「老幼婦女子」とされ、1944年3月1日付の「人口疎開ニ関スル件」においては14歳未満の子供と60歳以上の高齢者などの付添の役割を担う女性として設定されたように、戦時引揚対象者の範囲は時期によって変動していたことを明らかにした（川島淳 2025）。

日本において徴兵制度が確立されたのは1873年であった。他方、沖縄に徴兵令が適用されたのは日清戦争後の1898年であった。これにより、沖縄出身男性も兵役の義務を負うこととなった。反面、沖縄を含む日本全国で兵役の義務を逃れようとする徴兵忌避が多発した。例えば、徴兵検査前の逃亡失踪や意図的な身体的損傷などがあげられる。他方、合法的な徴兵忌避は、対象者が移民として出生地から海外に移動することであった。このような徴兵忌避による他地域への移動は、アジア・太平洋戦争期まで続いたのである。

また、沖縄から他地域に移動する際の渡航費用を確保するために、土地などを売却する人々も存在した。沖縄において土地の私的所有権が認められたのは1903年の土地整理事業の完了後のことであった。琉球王国時代において、耕作者は一定の期間、土地を割り当てられたが、永続的な所有者ではなかった。しかし、土地整理事業の実施と完了によって耕作者に土地の所有権が与えられたことから、所有者は地価に基づく税金を負担し、土地の売買が可能となった。これにより、沖縄から他地域への移動が可能となった。

このように、沖縄の社会経済的構造が変容した。土地整理後の沖縄において、主にさとうきび栽培と製糖業を中心としたモノカルチャー的な構造が確立・維持された。第一次世界大戦後に黒糖相場が暴落したことによって、「瀕死の琉球」・「ソテツ地獄」と形容されたように、沖縄は不況に陥った。こうした経済的事情などによって、沖縄から日本本土や植民地、外国に移動するものが増大したのである。

以上のように、近代日本による沖縄統治政策の遂行といった、国民国家化ないしは植民地主義の過程ないしは結果、沖縄の社会経済的構造が変容して、沖縄からの帝国内移動や海外移動が活発化したのである。

3 帝国日本と南洋群島

第一次世界大戦において日本海軍は赤道以北のドイツ領南洋群島を占領した。南洋群島は、大戦後において、日本のC式委任統治地域となった。このように、南洋群島は、日本の統治下に置かれた植民地であった。1920年代から1930年代前半にかけて、南洋群島の産業開発は、南洋興発株式会社の製糖業が中心であった。1930年代後半期において、日本は、国際聯盟を脱退し、

またロンドン海軍軍縮条約などを破棄したことに伴い、1935年に「南洋群島開発調査委員会答申」と「南洋群島開発十箇年計画」、翌年に「国策の基準」を策定して、「漸進的平和的手段」に基づく「南進政策」を遂行することとなった。このように、南洋群島の開発は「南進政策」と密接に関連づけられた。その結果、日本の南洋群島統治政策のありようは大きく変容した（川島淳 2009b: pp. 47-71；川島淳 2013: pp. 100-125）。

南洋群島開発の労働力のなかには沖縄出身者も含まれていた。1920年代から30年代前半にかけて、南洋興発株式会社社長の松江春次は、沖縄出身者が幼少の頃からさとうきび栽培に従事していたことなどを理由に、南洋群島のさとうきび栽培の労働力を沖縄出身者に求めた（松江春次 1932: p. 82）。第一次世界大戦後の沖縄において、黒糖相場の暴落によって、沖縄から他地域に移動する人々が増大した。こうした Push 要因と Pull 要因によって、沖縄出身者が南洋群島在住者の大半を占めることとなった。また、沖縄出身者が南洋群島の家族や同郷者などとの血縁的・地縁的な関係で移住したことも、南洋群島在住の沖縄出身者が増大した要因の一つである。さらに、1930年代後半になると、南洋群島開発が「南進政策」と関連づけられた結果、建設業従事者の確保などの Pull 要因と、経済的事情や徴兵忌避などの Push 要因によって、沖縄などから南洋群島に移住するものも増加したのである。

1930年代後半から1940年代前半にかけてのアジア・太平洋戦争において、日本軍にとって戦局が悪化すると、女性や子供、高齢者のなかには、日本本土や沖縄への引揚を余儀なくされるものもいた。また、南洋群島に兵役法が適用され、1943年10月時点での南洋群島において在郷軍人は7,207人であり、同年7月の時点で徴集延期者が4,616人、徴集適齢者が615人であった。これらの人員が戦場に動員される潜在的な可能性があった²。さらに米軍がサイパンやテニアンなどに上陸すると、地上戦が展開され、サイパン島などにおいて、南洋群島在住者などの「強制集団死」が発生した。あるいは戦場を生き延びて収容所生活を送り、戦後に南洋群島から強制送還されて沖縄社会に復帰・定着するもの、さらには戦後沖縄から海外などに再移住するものもいた。このように、沖縄出身南洋移民の

² 「南洋庁官制中ヲ改正ス」（国立公文書館所蔵「公文類聚 第68編第32巻 昭和19年官職32・官制33（南洋庁）」）のなかに、在郷軍人や徴集延期者、徴集適齢者の数値についての統計資料が収録されている。本稿は、この統計資料に依拠した。

活動形態などは、帝国日本・日本植民地主義の形成・展開・崩壊ないしは縮小の影響を受けたのである。

4 南洋群島における性別役割分業

近代社会において身体的な男性と女性との区別がそのまま社会的・文化的な区分に適用された。男性と女性といった性別役割分業体制に基づく賃金格差によって男性と女性の序列化が固定化・強化された。すなわち、男性と女性の賃金格差によって、男性が主に経済活動に従事することになったがゆえに、家計では既婚男性の収入が主となり、既婚女性のなかには家事労働に従事する者や、家業や家計を補助するための仕事に従事する女性もいた。あるいはまた、未婚女性のなかには、家事労働をする女性や、社会における男性と女性との区分に基づいた職業に就く女性もいた。このように、家族内においても男性は「公共領域」、女性は「家内領域」という性別分業体制が構築され、男性と女性といった性別に基づく社会的役割が固定化・強化され、これが男性と女性の社会的な序列化にもつながったのである。

また、本稿との関連で着目したい点は二点ある。第一に、子供を産める可能性があるのは女性だけなので、跡継ぎを産まなければならないという社会的「義務」などが、近代・前近代を問わず、女性に付与されたことである。第二に、男性の許に女性が嫁ぐという婚姻形態があった。この背景には、家制度ないしは近代家族の特質が垣間見られるのである。

以上のように、資本主義体制における男性と女性との雇用形態の差別化、跡継ぎの出産という女性に付与された社会的「義務」、男性の許に女性が嫁ぐといった人生儀礼などが維持・拡大されたことによって、男性と女性の序列化と、それに伴う社会的な役割と規範が固定化・強化されていくこととなった。したがって、男性と女性との序列化や、社会的な役割や規範などは、沖縄出身南洋移民女性の渡航や生活形態に大きな影響を及ぼした。

1937(昭和12)年に勃発した日中戦争が長期化するなかで、総動員体制が構築・確立された。これに伴って性別役割分業が再編され、女性が戦争協力体制のなかに組み込まれ、生業と家事労働に従事する一方で「銃後の守り」の役割を担うこととなった。1942年以降になると、米軍の反撃によって、日本軍にとっての戦局は悪化した。1943年に「絶対国防圏」が設定されると、南洋群島に戦時非常体制が構築された。これに

伴って、高齢者や子供などが戦時引揚の対象となり、その付添の役割が女性に付与されることもあった。このような戦時引揚によって、家族が分断されることとなった。他方、南洋群島にとどまった女性は、食糧増産などに従事した。1944年6月以降に、米軍はサイパンやテニアン、アンガウル、ペリリューに上陸して地上戦を展開したことから、女性のなかには、地上戦に巻き込まれて死亡するものや、戦場を生き延びて戦後に沖縄に引き揚げた女性もいたのである。

このように、南洋群島在住の沖縄出身女性の生活は、各時期に再編されたジェンダー規範の影響を受けることとなったのである(川島淳 2014a: pp. 7-17; 川島淳 2014b: pp. 35-48)。こうした性別役割分業とその序列化を射程に入れて、次節以降では、沖縄出身女性の渡航と経済活動、総動員体制下における「銃後の守り」などを軸に、沖縄出身南洋移民女性の特質について考察することにする。

III 沖縄出身南洋移民女性の渡航

南洋群島在住者は、日本本土や沖縄などからの渡航者や、現地住民、外国人などで構成されていた【表1】。日本から南洋群島への移住者総数における沖縄出身者の比率は、1922年には22.21%であったが、1923年には46.69%と激増した。1924年には45.96%、1925年から1931年にかけて50%前半、1932年から1938年にかけて50%後半、1939年には60.70%にまで達した。このように、南洋群島における産業開発の進展によって沖縄出身者の割合が増加したことが判る。その背景には、1921年に創立された南洋興発株式会社の社長松江春次が沖縄出身者を、さとうきび栽培の労働力にあてたこと(松江春次 1932: p. 82)や、南洋群島在住の沖縄出身者との人的関係による人口移動があったことがあげられる。南洋群島在住の沖縄出身者のなかには、労働で得た賃金のなかから沖縄の留守家族に送金するものもいた。この送金によって、沖縄の留守家族は、茅葺屋根の家から赤瓦屋根の家に建て替えることもあった。これを目の当たりにした地域住民は、好奇心などによって、既に渡航していた地縁的・血縁的な関係者を頼って南洋群島に移動することもあった。

南洋群島在住で沖縄出身の女性と男性の比率を確認する。1920年代には、男性に対して女性の割合は30%前後であった。1930年代になると、女性の占める割合は30%後半であった。ただし、一時的ではあ

表1 南洋群島在住者数及び南洋移民者数と各比率

年	在住者			日本			沖縄出身			全国と 沖縄出 身者の 比率 (%)	全国と 沖縄出 身者女 性の比 率(%)	沖縄県 出身者 の女性 の比率 (%)	沖縄出 身者の 男性の 比率 (%)
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女				
1922(大正11)	51,086	26,615	24,471	3,161	2,150	1,011	702	494	208	22.21	20.57	29.63	70.37
1923(大正12)	54,358	28,998	25,360	5,121	3,497	1,624	2,391	1,740	651	46.69	40.09	27.23	72.77
1924(大正13)	55,186	29,366	25,820	5,457	3,576	1,881	2,508	1,754	754	45.96	40.09	30.06	69.94
1925(大正14)	56,294	30,100	26,194	7,330	4,990	2,340	3,894	2,814	1,080	53.12	46.15	27.73	72.27
1926(昭和1)	57,466	31,020	26,446	8,298	5,440	2,858	4,351	3,036	1,315	52.43	46.01	30.22	69.78
1927(昭和2)	58,816	31,743	27,073	9,831	6,269	3,562	5,132	3,454	1,678	52.20	47.11	32.70	67.30
1928(昭和3)	61,086	33,003	28,083	12,281	7,838	4,443	6,615	4,509	2,106	53.86	47.40	31.84	68.16
1929(昭和4)	64,921	35,478	29,443	16,018	10,140	5,878	8,289	5,620	2,669	51.75	45.41	32.20	67.80
1930(昭和5)	69,626	37,929	31,697	19,629	12,105	7,524	10,176	6,482	3,694	51.84	49.10	36.30	63.70
1931(昭和6)	73,027	39,965	33,062	22,663	13,905	8,758	12,227	7,774	4,453	53.95	50.84	36.42	63.58
1932(昭和7)	78,457	43,338	35,119	28,291	17,409	10,882	15,942	10,263	5,679	56.35	52.19	35.62	64.38
1933(昭和8)	82,252	45,318	36,934	32,214	19,484	12,730	18,212	11,391	6,821	56.53	53.58	37.45	62.55
1934(昭和9)	90,651	50,248	40,403	40,215	24,214	16,001	22,736	14,207	8,529	56.54	53.30	37.51	62.49
1935(昭和10)	102,537	57,333	45,204	51,309	30,779	20,530	28,972	17,541	11,431	56.47	55.68	39.46	60.54
1936(昭和11)	107,137	59,446	47,671	55,948	32,961	22,987	31,380	18,892	12,488	56.09	54.33	39.80	60.20
1937(昭和12)	113,277	62,862	50,415	61,723	36,276	25,447	34,237	20,237	14,000	55.47	55.02	40.89	59.11
1938(昭和13)	122,969	69,264	53,705	71,141	42,356	28,785	41,201	25,095	16,106	57.91	55.95	39.09	60.91
1939(昭和14)	129,104	73,412	55,692	75,286	45,186	30,100	45,701	28,021	17,680	60.70	58.74	38.69	61.31

※本表は、南洋庁編『第一回 南洋庁統計年鑑』（一九三三年、『南方資料叢書11-1 南洋庁統計年鑑1（昭和八年）』青史社、一九九三年復刻版）及び同編『第二回 南洋庁統計年鑑』（一九三四年、『南方資料叢書11-2 南洋庁統計年鑑2（昭和九年）』青史社、一九九三年復刻版）、同編『第三回 南洋庁統計年鑑』・『第四回 南洋庁統計年鑑』・『第五回 南洋庁統計年鑑』（一九三五年・一九三六年・一九三七年、『南方資料叢書11-3 南洋庁統計年鑑3 第三回 第四回 第五回』青史社、一九九三年復刻版）、同編『第六回 南洋庁統計年鑑』・『第七回 南洋庁統計年鑑』・『第八回 南洋庁統計年鑑』・『第九回 南洋庁統計年鑑』（一九三八年・一九三九年・一九四〇年・一九四一年、『南方資料叢書11-4 南洋庁統計年鑑4 第六回 第七回 第八回 第九回』青史社、一九九三年復刻版）を基に作成した。

るが、1937年に女性の占める割合が40%であった。このように、南洋群島在住沖縄出身女性の割合が増加した要因について、沖縄出身南洋移民男性が生活を安定させて、女性を呼び寄せた結果であったことが先行研究で明らかにされている（飯高伸五 1999: pp. 107-140；石川朋子 2000: pp. 99-121）。すなわち、帝国日本における沖縄と南洋群島との間に人的ネットワークが構築されたのである。以下では、ジェンダー規範と、その実態との関係性や、南洋群島における家族の形成と再編のありようという観点から、女性が南洋群島に渡航した形態や要因について確認する（川島淳 2009a: pp. 19-44；川島淳 2010a: pp. 147-167；川島淳 2010b: pp. 17-54；川島淳 2011: pp. 15-59）。

沖縄出身男性のなかには、経済的事情や好奇心、徴兵忌避、家族や親戚の呼び寄せなどによって、南洋群島に渡航するものもいた。南洋群島での生活が安定した後に妻子を呼び寄せる既婚男性や、妻とともに渡航する男性、沖縄から女性を呼び寄せて結婚するものなどもいた。また、未婚女性は、村落内婚などの婚姻形

態に立脚した南洋群島在住の男性との結婚や、肉親・親戚による呼び寄せ、音信の途絶えた肉親の搜索（大城サチ 2002: p. 800）、料亭との身売り契約などによって、沖縄から南洋群島に渡航した。他方、既婚女性のなかには、生活の安定などによって夫の呼び寄せで渡航する女性、職業的使命感や跡継ぎを産むとの「義務」、経済的事情などによって夫とともに渡航する女性、音信の途絶えた夫を搜索するために渡航した女性（金城シゲ 2002: p. 814）などがいた。このように、人生儀礼や、男性・家族の事情などによって南洋群島に渡航する女性もいた。

同一村落出身者の婚姻形態について確認しよう。中本シズは、1935年5月にテニアン在住の姉夫婦が帰沖した際に、「南洋群島は、お金儲けが良く、大変暮らしよいから一緒にテニアン島に行こうと誘いがある。親達も大賛成で出稼ぎをすすめる。私は、まだ十六歳（満十五歳）のこと判断に迷いましたが姉夫婦を信じ行くことにした」と証言する（中本シズ 2005: p. 537）。テニアン到着後に、姉夫婦はシズに結婚を勧め

た。シズはそのときの心境について「実は、テニアン島への誘いは、同字出身の中本亀助さんとのお見合い結婚が目的だった。親達も合意しているので、ぜひ同意してほしいとのことである。未熟で人生経験の浅い私にとって、全く予期せぬことに戸惑う。姉夫婦に任せることにし、一九三八年(昭和十三)十一月二〇日結婚、新生活へスタートする」(中本シズ 2005: pp. 537-538)と証言する。この証言によると、第一にシズと亀助はともに奥武島出身者であったが、亀助は南洋群島に在住していたので、変則的ではあるものの、出身村落内婚であった。第二にテニアン在住の姉夫婦は、親の承諾を得た上でシズをテニアンに連れて渡航した後に、シズに亀助との結婚に「ぜひ合意してほしい」と話していたことから、たとえ形式的であったとしても、ある程度の決定権はシズにあった。なお、テニアンに姉夫婦とともに渡航した後の結婚話であったため、断ることができなかったとも考えられる。ちなみに、玉城村では親が結婚相手を選定するが、最終的な決定は、ある程度本人の意志に委ねられることもあったと言われている(金城繁正(編) 1977: p. 455)。

また、親族集団や特定の社会集団内部における内婚という婚姻形態があった。たとえば、比嘉スミ子と思信との婚姻形態は、屋取集落内において旧土族であった親同士が決めた許嫁結婚であり、親族集団内の内婚であった。スミ子の夫はすでに南洋群島で生活していたため、1937年頃にスミ子は19歳で夫の実家で結婚式を挙げた後に、夫の住む南洋群島に渡航した(比嘉スミ子 2006: pp. 589-591)。

以上のように、沖縄在住の女性と、南洋群島在住の男性との婚姻関係は、沖縄と南洋群島との人的ネットワークや戦前期沖縄における婚姻形態に立脚していたと言える。したがって、沖縄出身女性が南洋群島に渡航したのは、人的ネットワークと沖縄の人生儀礼によるものであったのである。

又吉ミネは、1921年8月4日に石川村字伊波で生まれた(今泉裕美子 2002: p. 740)。「私の両親はサイパンでパイヤ作りをしていました。私は沖縄で生まれ、十七歳で内地に行きウェイトレスとして働き、十九歳のときにサイパンに呼ばれました。サイパンでは洋裁学校へ行き、それからパカンに渡って、あのころは新しい生地はなかったので、おもに洋服の直しの仕事をしました」(又吉ミネ 2002: p. 789)と証言する。この証言から、ミネが両親に呼び寄せられたのは、子供に家業を手伝わせるためではなく、両親が子供と

ともに暮らしたいという気持ちがあったからであろう。

また、料亭との身売り契約によって南洋群島に渡航した女性もいた。1940年6月27日付の『琉球新報』(浦添市立図書館所蔵製写版)には「女郎に現抜かし妹を賣る 義兄の悪企みストップ」との見出しで、次の記事が掲載されている。「市外壺川二二七元市内某校小使中地光男(二七)仮名——は辻遊廊きたけ楼娼妓に現を抜かし入り浸りで遊興するうち遊興費 困つ 揚句妻ハツの妹ミヨ(一六)仮名——を南洋の料亭へ売り飛ばすべく企み折よく南洋テニアン料亭涼月の女将が女雇入れに来てゐるので同女へ義妹ミヨの身売り契約をなしミヨへは大阪へ出稼ぎ せると騙し一千三百円の身代金を受けとつたことを那覇署刑事が探知し詐欺嫌疑で取調べた結果前記事情が判明同人もその不心得を詫びたので嚴重訓戒をなしミヨの身代金千三百圓半約二百圓は消費してあつたが之を返済の上妹は妻引渡され釈放された」という。詐欺事件ではあるものの、この記事から、料亭との契約によって、沖縄から南洋群島に渡航した女性も存在したことが判る。さらに、テニアンで料亭に勤める女性を顧客とした商店の女性は「大富楼という料亭があつて、お手伝いさんなんか入れたら、三四、五名と大勢いた。ほとんどの女の人が辻から買われてきて、借金を負っている」(上江洲敏 2002: p. 666)と証言する。このように、身売り契約によって料亭で働かざるをえなかったために渡航した女性もいた。また、渡航の際に、身売り契約をした女性を伴った人物とともに南洋群島に移動した子供の証言(仲宗根正雄 2002: pp. 593-594)もある。

次に、沖縄から南洋群島に渡航した既婚女性の渡航についてみてみよう。吉野シゲは、結婚後の1933年の県議会議員選挙において金武村の有権者数の3分の2以上の者が選挙違反として検挙された。シゲの夫も罰金を払うために借金をし、その返済のために妻子を沖縄に残して同年に南洋群島に渡航した。夫久信はサイパンで仕事に従事して借金を返済し、また土地と家屋を購入した。1940年に、当時31歳のシゲと次女民子がサイパンに呼び寄せられた。このように、夫が借金返済のために、沖縄に帰る前提で南洋群島に渡航したが、サイパンでの生活が安定したので、妻と次女を呼び寄せた(吉野シゲ 1996: p. 501)。

金城朝子は、1940年に夫の呼び寄せでサイパンに渡航した。夫の生家は資産家であったため、「金儲けの出稼ぎは必要なく、それに夫は長男でしたから家系を守るために移民はしなくてもよかった」が、「友達

が行くので、自分も行こうと決めたようです。一九三五年（昭和十）に、安谷屋出身の三人が一緒に行きました」と証言する（金城朝子 2001: p. 549）。しかし、夫は1ヶ月で帰沖したものの、「沖縄にいたら兵隊にとられるぞと周囲から言われ、それから間もなく再渡航しました」という（金城朝子 2001: p. 549）。朝子は、サイパンに渡航する契機について、「私には娘が二人でき、夫の両親と沖縄に残りました」が、日中戦争が勃発して、戦線が拡大すると、1940年に「知り合いの役場の人が家に来て、「直一は第一補充だから、南洋にいてもいつ召集されるかわからない」と言い、召集される前に早く会いに行きなさい、と勧められました。また、舅やおじ達にも「跡継ぎの男の子を生まないといけない」とか、あれこれ言われ、私は子供を姑に預け、一人で夫のもとへ行くことになりました」という（金城朝子 2001: p. 549）。こうして朝子は、跡継ぎの男の子を産むために、サイパンに渡航した。1942年に第三子が生まれたことについて、朝子は「跡継ぎの男の子をと言われて行ったのに、三番目も女の子（洋子）でした」と語るように、跡継ぎの男児を産まなければならないというプレッシャーを感じていたことが垣間見られる（金城朝子 2001: p. 550）。1944年に「やっと長男（直秀）が生まれました」との証言から、男児が生まれて安堵したことが判る（金城朝子 2001: pp. 549-550）。このように、女性には跡継ぎを産まなければならないという「義務」が付与されたがゆえに、沖縄から南洋群島に渡航した女性もいた。なお、夫とともに、子供を産むために渡航したとの証言（兼島カマド 2002: pp. 505-506など）もある。

知念春江は、小禄第一国民学校の教員であったが、1942年3月末に夫とサイパンに渡航した。春江は「私たち夫婦は、大きな希望を抱いていた。サイパン島は沖縄県人が人口の八割を占めているのに、殆ど農地開拓の農民が多く、学校教員は他県出身者が多かった。そこで、沖縄からの教育がほしいとの県人会の要望で、それに応えて夫が出向を命じられた。そのため二人で行き、私も同じく、南村のアスリート国民学校に勤務することになった」（知念春江 1989: pp. 185-186）と証言する。この証言から、出向を命じられた夫に伴われて、サイパン在住の沖縄出身者の子弟を教育するとの県人会の要望に応えるという職業的な使命感が渡航動機としてあげられており、「国策南進」と戦争が教員の春江夫婦の生き方に影響を及ぼしたと言える。

以上のように、沖縄出身女性が南洋群島に渡航した

要因や背景にあった近代社会における男性と女性との序列化や人生儀礼、「性の商品化」には、帝国日本による南洋群島統治を支える要素が潜在化していた。また「沖縄よりも南洋群島のほうが暮らしやすい」という論理による渡航は、好むと好まざるとにかかわらず、日本本土—沖縄という支配—被支配の権力構造から脱却して、南洋群島における「内地人」—「沖縄人」—「チャモロ」・「カナカ」という階層的秩序のなかの「植民者」という位置に図らずも参入することを意味していたと考えられる。

IV 南洋群島における沖縄出身者の生業

1 総論的考察

南洋群島が日本の委任統治地域となり、日本による産業開発が実施された。1930年代後半頃において南洋群島の主要産業はさとうきび栽培や燐鉱、鯉節、コブラ、酒精などであり、これらの生産品は日本本土に移出された。他方、南洋群島在住の住民は、米穀や、その他の食糧品、煙草、車輛、船舶、機械類、綿布、綿製品、木材、木製品などの消費物資を、日本本土などからの移入に依存していた。また、南洋群島とニューギニアや、葡領ティモール、英領ギルバート島、南太平洋諸島などとの間には物流関係が構築された。限られた分量であるものの、主な輸出品は綿布や雑貨、食糧品などであり、主な輸入品はコブラやココア、コーヒーなどであった。主として南洋群島との物流関係は日本本土との間に構築された（大蔵省管理局 1946: pp. 98-100；南洋庁 1933～1939）。

こうした産業開発を担ったのは日本本土や沖縄などから移住した人々であった。南洋群島の職業における男女比について、『南洋庁統計年鑑』の1930（昭和5）年から1937（昭和12）年までの統計資料に基づいて平均値を算出した。すなわち、「接客業従事者」という項目における女性の割合は67.01%（629.00人）であった。「家事使用人」は、62.06%（246.38人）であった。「無業者」は60.18%（9,913人）であった。「無業者」には、専業主婦や子供、高齢者が含まれていたものと思われる。現在、家事労働は職業の一つとして認められているが、戦前期の日本においては、無業者として位置づけられていた。「被服身製品製造業」において女性が就いた割合は51.75%（42.63人）であった。「畜産業」は33.59%（48.50人）であった。主に家内領域で生産された被服身製品や家畜は南洋群島内で供給さ

れて消費された。「水産業」は9.10% (175.63人)、「農業」は32.86% (3,344.50人)であった。「商業」は25.95% (459.00人)であり、日本本土からの生活必需品や嗜好品を南洋群島在住者に供給する役割を担う職業であった。「医療従事者」は42.85% (64.00人)であり、主に看護師に該当する。「公的機関での事務員」は2.39% (11人)であり、「土木建設業」は0.39% (3.75人)であったことが判る。

また、『南洋庁統計年鑑』には、賃金に関する項目がある。これによると、大工・船大工・木挽・左官・石工・鍛冶工・水夫・土工・鋳力工・製糖工・自動車運転手・採鉱職工・採鉱鉱夫という項目には、「邦人」と「島民」の区別があるが、男性と女性の区別はない。他方、日雇人夫と、「家事使用人」に該当する「下男」・「下女」という項目において、男性と女性の区別がある。それゆえ、男性と女性の区別のない職業は主に男性が就く職業であったと思われる。また、男性と女性との間に賃金格差があった。各島嶼での平均賃金は異なっているが、サイパンを事例としてしてみると、1922年から1937年にかけてサイパン支庁管内での日雇者の平均賃金は、男性が1円49銭、女性が75銭であった。このように、男性と女性との職業区分や賃金格差には、男性と女性との序列化がうかがえる。

南洋群島における基幹産業は主に製糖業と水産業であった。黒糖と鯉節などは南洋群島から日本本土などに移出された。こうした産業開発のなかには、性別役割分業もまた垣間見られる。以下では、ごくわずかな事例であるが、農業と水産業、畜産業、被服身製造業、商業について女性の産業形態を中心にみてみよう。なお、女性は生業とともに家事労働にも従事していた。

2 農業

南洋興発株式会社は、1922年に設立され、さとうきび生産の事業を展開した。労働の場において「公共領域」と「家内領域」が分離していない場合と、分離している場合があった。未分離の場合でも、前近代的な農業形態とは異なり、自身の土地などで農業に従事する者と、会社経営のなかで農業に従事する者もいた。以下では、「公共領域」と「家内領域」との関係射程に入れつつ、農業従事者における性別役割分業のありようについて確認する。

南洋興発株式会社の人夫として働いた女性の証言をみてみよう。崎浜ツルは1941年頃に夫の呼び寄せで次女と渡航した。「テナンの直営農場では、平日は

畑の整地から植え付け、施肥、収穫までのサトウキビ生産一切の仕事をしました。なかでも、炎天下での収穫作業は女にはとっても辛く苦しいものでした」と証言する(崎浜ツル 2006: p. 580)。崎浜ツルの他にも、夫婦が人夫として働いたとの証言(仲本キクエ 2002: pp. 553-554; 比嘉カマド 2001: pp. 526-529)がある。このように、南洋興発株式会社の直営農場において性別に基づく仕事に相違性はなかったものの、賃金格差が生じていたことから、男性と女性の序列化が垣間見られる。

上運天ゴゼイは、1936年頃に夫の呼び寄せでサイパンに渡航し、26歳で人夫として働いた。ここでの性別役割分業について「畑の仕事は男は穴を掘ったり、株を起こしたりして、女はさとうきびの根払いをしたり、草を取ったりしました。製糖期になったらさとうきびの刈り取りで年中忙しかったです」(上運天ゴゼイ 2002: p. 508)と証言する。このように、開墾などは男性の仕事であり、根払いや草取りは女性の仕事であったことから、農業においても、性別役割分業の一端がうかがえる。なお、綿花栽培のために山を開拓した証言(兼島カマド 2002: p. 506)もある。

南洋群島で生産されたタピオカやパパイヤ、蓖麻、綿花は、日本本土に向けて移出された。金城カメは、夫の徴兵忌避のため、1941年頃に23歳で夫と娘とロタに渡航した。「主人は鉄木を山で切って、牛車に載せて持ってきて、削ってから煎じて固める仕事をやっていた。会社は、固めたのを内地に送っていた。染めもの用として送っていたんじゃないかね。(中略—引用者)私はタンタカシー〔蓖麻〕会社で働いていた。蓖麻は会社が植えてあるもので、いい天気のとときには、畑に行って蓖麻の実を取ってきて、乾燥させていた。雨が降ったら、会社の中で実をもぎ取った。取った実は、しばって飛行機の油にするために、箱に詰めて、全部内地に送りよった。(中略—引用者)住んでいたのはテトというところ。鉄木の会社の宿舎があった」(金城カメ 2002: p. 704)という。この証言から、夫婦が別の会社で農業に従事する場合もあり、「公共領域」と「家内領域」が分離され、夫が勤めた会社の宿舎に住んだことが判る。その後、金城カメはパパイヤ小作に転職した。「パパイヤの血〔乳液〕をとって乾燥させて、南貿会社に持っていった。これは心臓の薬になるといって、内地のほうに送っていたみたい。パパイヤの実からミルクみたいな血をとって、乾燥させた粉を五つの一斗缶いっぱい溜めてから会社には納めて

いた。(中略—引用者) 畑は会社から…」(金城カメ 2002: pp. 704-705) と証言する。また金城百合もロタ島で夫婦とともにパパイヤ栽培に従事した(金城光守・百合 2002: p. 698)。このように、金城カメや金城百合の証言からも判るように、夫婦はともにパパイヤ小作の仕事に従事した。

以上において、農業に従事した女性の証言に基づいて、女性の経済活動についてみてきた。前近代の農業形態とは異なるものの、「公共領域」と「家内領域」が未分離の状態である場合と、分離されている状態である場合があった。南洋群島で南洋興発株式会社などの会社経営のなかに農業が組み込まれて農業に従事する者や、会社の小作人の下で人夫となる者、私下を受けた土地で農業を営む者もいた。このように、多様な農業形態において性別による役割が厳密に区分されていたわけではなかったが、しかし日雇い男性と女性に賃金格差があり、男性と女性の序列化があったことが看取できる。こうして生産された農産物は日本本土に移出された。

3 水産業

水産業においては、男性が漁撈活動を行い、その魚介類を女性が販売・加工した。また、男性が獲った鰹は加工され、鰹節として日本本土に移出された。その際に、鰹節工場で働いた比嘉トシ子や、魚の行商に従事した中本シズの証言をみてみよう。

鰹節は南洋節と呼ばれ、日本本土に移出された加工品である。比嘉トシ子は23歳で許嫁の呼び寄せによって、1940年にパラオ諸島のマラカル島に渡航した。夫は電気工であり、比嘉トシ子は「退屈だったのでマラカルのカツオ節工場で働きました。沖縄人の漁民がカツオをとっておりました。そこでは一日三、四〇銭でした」(比嘉トシ子 1984: p. 431) という。このように、夫の収入で生活できたが、比嘉トシ子は鰹節工場で働いたのである。

中本シズは、1935年に姉夫婦とともにテニアンに渡航し、1938年に結婚した。その後、沖縄での経験を活かして、魚の行商に従事した(中本シズ 2005: p. 538)。

姉夫婦は、同郷出身者数人で、株式のマグロ船を建造してマグロ漁業をしており、また舅も漁業に従事しておりましたので、私も、沖縄での行商経験を活かして、行商することにした。鮮魚行商人は、七、

八人位いて、沖縄での行商とは違い、徒歩で個別訪問での販売である。行商は、良い品物を消費者に供給することであり、そのため、朝早く漁船が入港するのを待ち受ける。入港すると、着物の裾を捲りあげ、競って海に入り、船まで近寄って魚の品選びをし、自分のかごに入れておく。それから価格の調整である。船からの魚の品選びは、取り合いで大変だった。行商人は、いつも下半身の着物は、水浸しである。始めた頃は、自分でも嫌気がしたが、行商人は、みんな同じ格好である。気にすると商売はできない、遅れをとることになる。次第に慣れて気にすることもなかった。

魚の仕入れが済むと、下半身水浸しになっているままで、その上、素足で訪問販売へと急ぐ。当初はそれでも許されたが、このような状態での個別訪問するのは、見苦しくて失礼になるとの事で役所より履物励行が義務づけられ、それに反した場合は、罰金が課された。私は、ズックを使用した。これまで素足で走り巡っていた私は、履物には不馴れで、足にマメができ、大変でしたが、馴れてからは靴履きは楽で歩き易い。

行商は、朝売り、夕売りの二回行っており夕売りの分は、朝で仕入れたものを鮮度が落ちぬよう貯蔵しておく。朝売りが済むと、昼は山に行き薪取り、そして、夕売りに出かける。夕売りは製糖工場の従業員が、仕事を終え帰宅する時間を見計らって行く。夕売りの方が売れ行きは良かった。家事、行商にめまぐるしい毎日だったが、健康に恵まれていたので、自分で汗を流して働き収入を得る。働けば働くほど収入が増し、仕事にも張りが出て楽しくなる。

以上の証言から、テニアンにおける魚の行商のありようが判る。漁船の入港によって、船まで近寄って魚を選別して価格を調整し、そのまま訪問販売をした。この販売は朝と夕方の二回であったため、夕方まで魚の鮮度が落ちないように保存した。その間、昼に薪を取りに行ったという。中本シズの他にも、魚の行商に従事した女性もいた(知念米 1999: pp. 354-356; 翁長文子 1998: pp. 506-508)。このように、男性は船に乗って魚を捕獲し、その魚介類を女性が行商で販売するという、性別役割分業がみられたのである。

4 畜産業

南洋群島における畜産業は、食用としても役用とし

でも、島内で需要を満たすための産業であった。夫は「公共領域」での仕事に従事する一方で、妻は家計を補助するために「家内領域」で畜産に従事した。その後、家計補助の仕事が畜産にまで拡大する場合もあった(松田カメ 1995: pp. 500-502)。他方、行政機関である南洋庁は1922年に庁令第21号畜産奨励規則を制定した。1935年に南洋群島開発調査委員会が拓務大臣に提出した答申の「植民方策」のなかでも「自給作物ヲ栽培センメ併セテ家畜ヲ飼養セシムルコト」³として、畜産業が奨励された。

名嘉真ふみ⁴は、22歳の時に1938年に夫とともにサイパンに渡航した。渡航直後に、名嘉真ふみは夫婦で農業に従事した後に、夫はマンガン掘りの仕事に就いた。夫の「給料は小作するよりずっとよかったです。また、牛二頭、山羊七、八頭、鶏も飼っていました。鶏の卵をガラパンの料亭から注文を受けて、月に三回くらい一五〇個持って行って、それでいくらか生活できました。だから、夫の給料は貯金しました」と証言する(名嘉真ふみ 2002: pp. 476-477)。このように、夫は「家内領域」から分離された「公共領域」でマンガン掘りに従事する一方で、名嘉真ふみは「家内領域」において家畜を飼って鶏の卵を料亭に販売した。

5 被服身製品製造業

南洋移民にとって衣服は生活上必要不可欠のものであった。南洋群島での生活に必要な衣服などを、日本本土からの移入に依存しつつも、南洋群島で被服製造に従事する女性もいた。夫は「公共領域」で土地の測量や農業監督、採石などの仕事に従事する一方で、女性は「家内領域」において、家計を補助するために、洋裁や和裁の仕事に従事した。

未婚女性であった又吉ミネは、先述のように、両親の呼び寄せで、サイパンに渡航して洋裁学校に通った後に、パガンで洋服直しの仕事に従事した(又吉ミネ 2002: p. 789)。他方、名嘉真たつは、20歳で結婚し、22歳であった1935年には、夫の呼び寄せで子供とテニアンに渡航した。夫は新湊やチューロで農業監督をした後に、ソンソンで「土地事務所で土地の測量をしたり伐採するところを監督したり」し、たつは「鶏が

二〇羽ぐらいいました。それと、私はミシンを持っていたから洋裁をしていた」(名嘉真たつ 2002: pp. 645-646)と証言する。このように、夫の収入が家計の中心であったが、名嘉真たつも洋裁などで家計を補助した。ほかに、「家内領域」において洋裁や和裁の仕事に従事した女性もいたのである(新垣イネ 1998: pp. 217-219; 志良堂静 1987: pp. 121-126)。

以上において、裁縫に従事する女性の証言をみてきた。夫が「公共領域」で農業監督などの仕事に従事するなかで、女性は「家内領域」で洋裁や和裁などの仕事に従事した。つまり、夫の収入が家計の中心となり、裁縫の仕事からの収入は家計の補助であったのであろう。このように、南洋群島内での需要を満たすために裁縫の仕事があったことが判る。

6 商業

南洋群島における商業は、移民者の生活必需品や嗜好品を供給する業種であった。商業に従事した女性でも、既婚女性においては、「公共領域」と「家内領域」が未分離の状態にあって夫の稼業を手伝う場合と、夫が「公共領域」で働く一方で、妻が「家内領域」のなかで商業に従事して家計を補助する場合、夫が「公共領域」での仕事を辞めて妻の従事する商業に参入する場合があった。他方、未婚女性においては、「家内領域」から離れて商業に従事する場合があった。このように、近代家族と商業との関係は多種多様であった。ここでは、自転車店や雑貨店を中心に確認しよう。

上江洲敏⁵は、19歳で呼び寄せ結婚により、1936年にテニアンに渡航した。夫は自転車業を営んでおり、上江洲敏は、夫の家業である自転車や雑貨の販売などを手伝いつつ、店員の賄いと子育てをした。なかでも、上江洲敏の夫は日本本土と南洋群島の物流にも関与していた。「鯉漁船の船員が、潮がかかっている鯉節を売りに来た。『近くの店を当たったんだけど、「一遍にこんなたくさんは引き取れない。上江洲だったら引き取るはずだから』と言われて来たんだけど」と言っていたので、ひと船分安くで引き取った。鯉節でもとってももうかったんです。日本の兵隊が、酒を飲んで帰りがてら、「これをお袋に送ってちょうだい。おつりはい

3 「南洋群島開発調査委員会答申」(国立公文書館所蔵「公文類聚」第五十九編・昭和十年・巻七・官職門 官制 通信省 鉄道省 拓務省)。

4 南洋群島在住のおじとともに、畜産業に従事したという証言(志良堂静 1987: p. 122)もある。

5 他にテニアンで自転車屋を経営した証言(玉寄ウト 1999: pp. 518-520)もある。

いよ」と言って、国元に送らしよった。ですから内地にもたくさん送りました。この鯉節は安かったし、内地では貴重品だったんでしょうね」と証言する（上江洲敏 2002: pp. 665-666）。このように、鯉節を仕入れて日本本土に移出した。そのうえで、日本本土からレコードやクレンザーなどを仕入れて販売した。「レコードも入荷するとすぐ飛ぶように売れました。戦時中の軍歌が中心でした」（上江洲敏 2002: p. 666）という。また、「主人は、こっちから砂糖や鯉節を送って、石鹼代用のクレンザーなどは向こうから送らせて、仕入れ上手だった。また、さらしと脱脂綿とクレンザーが入荷したときなど、綿とクレンザーを配給で売るときには巡査が立ち会いて、代金は秤の重しを上から置いて大きな空き缶にちゃー入りー〔どんどん入れた〕。空き缶には細かいお金を入れた。そのようにして売りよった」（上江洲敏 2002: p. 666）と証言する。このように、日本本土との移出入にも関わった夫の事業を、上江洲敏が手伝ったのである。

雑貨店で未婚女性が働くこともあった。仲里（松本）ヨシは、1927年にサイパンで生まれ、尋常高等小学校卒業後に「ガラパンの街に出て、雑貨店の住み込み店員になりました。沖縄県人の経営で名城商店という店でした。（中略―引用者註）店員といっても、最初は使い走りの雑用ばかりでしたが、それでも、街で働けるのは大変な喜びでした」と述べ、「一年後に今度は、石山商店の店員に採用されました。この石山商店はガラパンでも一番賑やかな北二丁目の名店街にあり、百貨店のような大きな店構えでした」（仲里ヨシ 1999: p. 357）と証言する。このように、尋常高等小学校卒業後に雑貨店の仕事に従事した。

また、南洋群島においても、戦線の拡大や戦局の悪化、総動員体制の構築によって、商店や会社の売店が配給所に変化した。名幸（稲嶺）静子は、1943年頃にポナペ島にあった「わかもと」という薬会社の売店で働いた。「私は学校を卒業していたのでその会社の売店で働きました。売店といっても、その頃には配給を

する所が変わっていました。売店の主任と二人で船を漕ぎ、配給用のメリケン粉や砂糖をワカモトの農場に取りに行くこともありました」と証言する（名幸（稲嶺）静子 2001: p. 554）。このように、会社の売店が配給所になったのである。

以上において、商業に従事した女性について概観した。既婚女性にとって稼業である商業は「公共領域」と「家内領域」が未分離の状態にあった。未婚女性にとっては、商業が「家内領域」から分離された「公共領域」である場合もあったのである。

V 総動員体制下の南洋群島における女性の役割

1 日中戦争の長期化に伴う総動員体制の構築

1938年5月3日に「南洋群島ニ於ケル国家総動員ニ関スル件」が制定され、国家総動員法が南洋群島にも延長適用された。また、1940年10月15日に南洋庁令第31号「南洋群島防災規則」⁶、同年12月26日に「南洋群島防空規程」⁷が制定された。この防災に関する一連の規則・規程⁸が制定された時期は、日中戦争の長期化や、同年9月における日本軍の北部仏印進駐と日独伊三国同盟締結といった、太平洋地域における現状打破的な対外路線を日本が実行した時期である。このように、アジア・太平洋地域において英米仏蘭との緊張が高まるなかで、南洋群島に防災規則と防空規程が策定された。

さらに同年12月5日に南洋庁訓令第60号「隣保組織要領」において隣保組が設置された⁹。これにより、日本政府―南洋庁―各支庁―部落―一区―隣保組―各戸の上意下達の行政システムが構築された。同年12月25日に南洋群島大政翼賛会が結成され、翼賛運動が南洋群島においても展開された。

こうした政策過程において、南洋群島での性別役割分業の規範が隣組を通して提示された。以下では、「南洋群島防災規則」と、これに基づく隣組単位での訓練

6 「南洋群島防空令制定ノ件ヲ定ム」（国立公文書館所蔵「公文類聚 第六十八編 昭和十九年 第六十八巻 軍事二・防空・徴発」類2866）という案件に収録されている。

7 防衛省防衛研究所所蔵「南洋群島防空規程 昭和15年12月26日」（中央―軍事行政法令―197。JACAR〔アジア歴史資料センター〕Ref. C13070847300）。

8 「南洋群島防空令制定ノ件ヲ定ム」（国立公文書館所蔵「公文類聚 第六十八編 昭和十九年 第六十八巻 軍事二・防空・徴発」類2866）及び防衛省防衛研究所所蔵「南洋群島防空規程 昭和15年12月26日」（中央―軍事行政法令―197。JACAR〔アジア歴史資料センター〕Ref. C13070847300）という案件に収録されている。

9 1940（昭和15）年12月5日付南洋庁訓令第60号「隣保組織要領」（『南洋庁公報 第21巻 1940（昭和15）年』ゆまに書房、2012年、pp. 613-614）。

に関する女性の証言を確認する。

「南洋群島防災規則」¹⁰では、「本令ニ於テ防災ト称スルハ非常変災ニ因ル危害ヲ防止シ又ハ被害ヲ軽減スル為南洋群島ノ全部又ハ一地方ニ亘リ行フ行為ヲ謂フ」(第1条)のであり、「防災ノ実施ハ南洋庁長官之ヲ命ズ」(第2条)とのことが明文化された。ここで、防災とは、緊急事態によって身体・生命・物品などを損なうことを防ぎ、また被害を軽減するため、南洋群島全域ないしは一地方において行う行為のことであると定義したうえで、防災実施の権限は南洋庁長官に帰属することが定められた。同長官の権限は、防災のための特別施設を設置することや防災の実施に従事させること、他人の土地・建物・船舶・物品の一時的な使用と、その使用の制限・禁止、警防団の設置、防災訓練の実施などであった。

防災訓練などには、隣組単位で女性も参加した。南洋群島在住の女性は、生業や、配給物資による家事労働などに従事しつつ、「銃後の守り」という役割を担い、隣組を単位とした軍事訓練・防空訓練・消火訓練に参加した。テナアン在住の女性は、「戦時態勢の許に「欲しがりません勝つまでは」の掛声で大へん切り詰めた生活でした。隣組単位に家庭の主婦達は慰問袋を作ったり、防空訓練でバケツリレー、砂運び、担架送り、また、かけ声勇ましく「エイヤーエイヤー」と竹槍などの訓練なども盛んに致しました。が、最初の空襲で感じたことは、今までの訓練が、直接なんの役にも立たなかったということでした」(徳村光子 1981: p. 47)と証言する。また、サイパンにおいて竹槍を用いた軍事訓練の様子について、「婦人は「死ぬときは、必ず、敵を一人殺してから死ぬ!」と、竹やりで突く訓練があった。竹やりは配給だった。敵の鉄砲に対して、竹やりで本当に戦争ができと思っていたのか、毎日訓練をさせられた。私は妊娠しているときも次男を産んでからも参加した。参加すると、ミルクや砂糖の配給がもらえた」(伊礼ユキ 1995: p. 507)という。この証言から、米軍が上陸した場合、女性は最前線に配置されて「死ぬときは、必ず、敵を一人殺してから」との「義務」を付与され、また隣組の訓練に参加しなければ物資が配給されなかったことが看取できる。

以上のように、隣組などにおける監視と懲罰の緊張状態のなかで、女性としての「あるべき姿」もまた提示されたことが判る(川島淳 2014a: pp. 7-17)。すなわち、女性は、生業と家事労働に従事するとともに、「銃後の守り」としての役割や、最前線における兵士としての「義務」もまた付与されたのである。

2 日本軍の敗退と戦時非常体制下の南洋群島における性別役割分業の再編

1941年12月8日に、日本軍はマレー作戦を実施し、その直後に真珠湾を攻撃して、英米仏蘭に宣戦を布告した。日本軍は、同月中にグアム島や香港を占領し、1942年1月から5月にかけてフィリピンや蘭領東インド、ビルマなどを占領した。同年6月のミッドウェー海戦で日本海軍が敗北し、1943年2月にガタルカナル島で日本軍は敗退した。このように、戦局の推移によって、米軍が制海権を掌握しつつあり、日本軍の海上交通の確保も厳しい状況になった。1944年2月以降に、南洋群島在住の女性のなかには、戦時引揚に応じる者や、食糧増産のために南洋群島に残留するものもいた。これについて、以下で確認しよう。

1943年9月30日開催の第11回御前会議において「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」が決定された。そのなかで、いわゆる「絶対国防圏」の設定が明示された¹¹。

一、万難ヲ排シ概ネ昭和十九年中期ヲ目途トシ米英ノ進攻ニ対応スヘキ戦略態勢ヲ確立シツツ随時敵ノ反抗戦力ヲ捕捉破摧ス

二、帝国戦争遂行上太平洋及印度洋方面ニ於テ絶対確保スヘキ要域ヲ千島、小笠原、内南洋(中西部)及西部「ニューギニア」「スダ」「ビルマ」ヲ含ム圏域トス

戦争ノ終始ヲ通シ圏内海上交通ヲ確保ス

この「内南洋(中西部)」は、マリアナ諸島とトラック諸島、パラオ諸島などに該当し、「絶対国防圏」内に組み込まれた。しかし、その東側に位置するポナペやマーシャル諸島などは「絶対国防圏」の外に置かれた¹²。このように、日本軍の戦略上において、南洋群

¹⁰ 「南洋群島防空令制定ノ件ヲ定ム」(国立公文書館所蔵「公文類聚 第六十八編 昭和十九年 第六十八巻 軍事二・防空・徴発」類2866)。「南洋群島防災規程」の引用箇所は、これによる。

¹¹ 参謀本部編『杉山メモ』下巻、原書房、2005年普及版、p. 473

¹² 参謀本部編『杉山メモ』下巻、原書房、2005年普及版、pp. 466-495

島は「絶対国防圏」の内と外に分断されたのである。

「絶対国防圏」の策定に伴って、南洋群島における性別役割分業が変容することとなった。女性を南洋群島に残留させて戦争に動員するという方針が継承される一方で、高齢者や子供の付き添いとして日本本土などに引き揚げさせる政策も採用されることとなった。このようなジェンダーに基づいた政策は、1943年12月8日以前に策定された「邦人引揚ニ関スル件」や1944年2月20日から3月1日頃にかけて策定された「人口疎開に関する件」、同年4月14日に閣議決定された「南洋群島戦時非常措置要綱ニ関スル件」のなかで明確化されている。以下では、戦時非常体制が構築されるまでの南洋群島におけるジェンダーのありようの一端について明らかにする¹³。

1943年12月8日以前に「邦人引揚ニ関スル件」¹⁴が策定された。これによると、第一次戦時引揚対象者は「病弱者及何等勞務ニ従事セザル者又ハ島内生産ニ比較的の影響ナキ所謂消費階級ニ属スル者及其ノ家族（農耕従事者ノ家族等ハ除外ス）」であった。第二次戦時引揚対象者は「戦局変化ニ伴ヒ群島ノ使命達成上真ニ必要ナル者（国防資源開発、食料自給自足、運輸通信強化等ノ従事者）及島ノ防衛上真ニ必要ナルモノ（在郷軍人及訓練ヲ受ケタル青年団員等）ヲ除ク一切ノ者」であった。このように、米軍の侵攻が予想される南洋群島に残留することができるのは、主に防衛戦力になる人々と、国防資源開発や食糧増産などの労働力になる人々であった。これ以外の人々は、南洋群島からの戦時引揚を余儀なくされた。すなわち、南洋群島に残留か引揚かという境界が設定されたのである。

1944年2月5日に「南洋群島防空令」が制定・施行される¹⁵と、南洋群島からの戦時引揚対象者は、さらに限定されることとなった。同月20日付の『南洋新報』において「人口疎開に関する件」が公表され、3月1日付で「人口疎開ニ関スル件」が策定された。

ここでは、戦時引揚対象者の範囲について明確にしよう。

同月20日に「人口疎開に関する件」と「南洋群島人口疎開要綱」などが『南洋新報』に掲載された¹⁶。前者では「群島周辺の状況に鑑み防衛体勢強化の一環として内地に於ける分散疎開に呼応し今般南洋群島に於ても一部在住民の疎開を概ね左記要綱に依り実施せんとす」というように、南洋群島における防衛体勢強化の一環として日本本土の「分散疎開」に呼応して南洋群島の一部在住民は、「南洋群島人口疎開要綱」に依拠して、引き揚げることとなった。その対象者の範囲は「(一)病弱者 (二)妊産婦 (三)十四才未満の者及び六十才以上の者並之等の扶養者にして欠くべからざるもの」であるが、「所轄支庁長支庁出張所長に於て労力保持其の他の理由に依り必要と認めたるものは之を除く」ことが定められた。つまり、戦時引揚対象者は、病弱者や妊産婦をはじめ、14歳未満の子供と60歳以上の高齢者、そして子供や高齢者の付添をする人物であるが、例外として支庁長や支庁出張所が労働力とみなされた場合には南洋群島に残留することができるということが定められた。この例外規定により、戦時引揚対象者であっても、戦時引揚に応じずに残留することができたのである。

同年3月1日付の「人口疎開ニ関スル件」は北部支庁テニアン出張所長名義の施行文書である。この文書には、「過般新聞紙上ニテ発表ノ通、南洋群島周辺ノ情勢ニ鑑ミ防備態勢強化ノ一環トシテ内地ニ於ケル分散疎開ニ呼応シ今般南洋群島ニ於テモ一部在住者ノ疎開（内地引揚）ヲ概ネ左記要領ニ依リ実施スルコトニナリマシタ該当者ハ原則トシテ内地帰還ヲ要スルモ一先希望者ヲ取纏メ順次引揚ゲセシメ度ニ付別紙帰還申込書ニ記入セシメ至急取纏メ提出相成度」¹⁷とのが記されている。前半部には、2月20日付の新聞記事と同内容である。後半部においては、戦時引揚該当

¹³ 防空法体系に基づいて疎開・引揚が実施された先行研究（石原俊 2022a: pp. 75-97；石原俊 2022b: pp. 104-125）も参照のこと。また、政策決定と政策遂行との齟齬も表面化した（川島淳 2025）。

¹⁴ 「老幼婦女子内地引揚ニ関スル件」（国立公文書館所蔵「昭和十七年度 高等警察関係 チューロ巡査駐在所」返青284）。「老幼婦女子内地引揚ニ関スル件」によれば、1943年12月8日付で北部支庁長多田仁己はテニアン出張所長加藤勝吉に、「本月六日人員概数電報アリタル処農場方面老幼婦女ハ除外シアルモ一應是ヲ包含スル概数更ニ報告アレ」と指示した。この指示を受けた加藤は、「邦人引揚ニ関スル件」のなかに「一二、一八日報告済」との文言があるように、「農場方面老幼婦女」を含めた概数を12月18日付で多田に報告したのであろう。したがって、「老幼婦女子内地引揚ニ関スル件」の内容と「邦人引揚ニ関スル件」の書き込みとの関連から、前者が本文書であり、後者が添付文書であったと考えられる。

¹⁵ 前掲「南洋群島防空令制定ノ件ヲ定ム」。閣議書に「南洋群島防災規則」が添付されたことから、「南洋群島防空令」と「南洋群島防災規則」が関連づけられたのであろう。

¹⁶ 「防衛態勢強化のため 在住民の疎開断行 臨時帰還者相談所設置」（国立国会図書館所蔵『南洋新報』1944年2月20日付）

¹⁷ 「老幼婦女子内地引揚ニ関スル件」（国立公文書館所蔵「昭和十七年度 高等警察関係 チューロ巡査駐在所」返青284）

者は原則として日本本土に帰還することになるけれども、まずは希望者を取りまとめて順次引き揚げさせたので、申込書に記入して提出するように促している。このことから、対象者は戦時引揚に応じざるをえなかったが、その引揚の順番を確定するために、「希望者」には「帰還申込書」に記入させたことが判る。

「人口疎開ニ関スル件」において、戦時引揚対象者が「(イ)病弱者」、「(ロ)妊産婦」、「(ハ)十四才未満ノ者及六十才以上ノ者並ニ此等ノ扶養者ニシテ欠クベカラザルモノ 但シ附添ハ婦女ニ限ル」¹⁸とのが定められた。2月20日付の新聞発表の内容とほぼ同様に、戦時引揚対象者は、病弱者や妊産婦とともに、14歳未満の子供や60歳以上の高齢者と、子供や高齢者の世話に欠かすことのできないとされた女性であった。このように、南洋群島在住の女性は、子供と高齢者の戦時引揚に付添の役割を担うこととなった。なお、「人口疎開ニ関スル件」という公文書で示された戦時引揚対象者の範囲は、新聞記事の内容よりも公式的なものであった。そして、「人口疎開ニ関スル件」が施行された後においても、前年12月8日付の「邦人引揚ニ関スル件」で定められた、戦時引揚対象者の優先順位と範囲は機能していたと考えられる(川島淳 2025)。

先述のように、1943年9月30日開催の御前会議において、マリアナ諸島は「絶対国防圏」内に位置づけられた。当初、マリアナ諸島やパラオ諸島において、戦争遂行のために、女性や子供を残留させて農業に従事させる方針であった。しかし日本軍の戦局の悪化によって、1944年2月上旬までに、トラック諸島やマリアナ諸島、パラオ諸島在住の女性や子供の戦時引揚が検討課題となった(中島文彦 1963: pp. 379-391)。

他方、2月17日午前、米軍はトラック諸島を空爆し、23日午前、マリアナ諸島の空爆を開始した。同年3月4日に中部太平洋方面艦隊が編成され、サイパンに司令部が設置された。同日に、マリアナ諸島在住の邦人に関する方針が変化し、戦時引揚対象者は、女性のなかでも食糧生産に直接的に関係のないものと、子供や高齢者であったという(中島文彦 1963: pp. 379-391)。このように、日本は、当初マリアナ諸島在住の女性や子供を残留させて農業に従事させる方針であったが、それ以後に女性や子供などを引き揚げさせ

る方針に転換した。

1944年4月13日に大東亜大臣青木一男は、内閣総理大臣東條英機に宛て「南洋群島戦時非常措置要綱ニ関スル件」を内閣に提出した¹⁹。閣議請議書によると、「南洋群島ニ於ケル現下ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ南洋庁ノ行政ヲ軍ト表裏一体タラシメ戦時非常ノ事態ニ即応セシムルノ要アルニ依リ別紙ノ通決定ノ必要ヲ認ム仍テ茲ニ提出ス」という。このように、米軍の侵攻が予想されるなかで、南洋庁の行政と日本軍の活動を密接に関連づけた戦時非常体制の構築が示された。これを受けた内閣書記官は閣議書を起案した。翌日に閣議での決定を経て、「南洋群島戦時非常措置要綱」が施行された。その内容は、以下の通りである。

第一、方 針

南洋群島在住民ノ総力ヲ結集シテ直接戦力化シ、軍ト一体トナリテ皇土前線ノ防衛ニ当ラシムル建前ヲ執リ、以テ南洋群島ノ戦時非常体制ヲ確立ス

第二、要 領

一、全在住民ヲシテ各其ノ在住スル島嶼ニ在リテ凡テ戦闘的配置ニ就カシムル建前ノ下ニ、官民ヲ問ハス軍事設営ノ協力ヲ第一義トシ併セテ軍需食糧ノ供出、食糧ノ自給、国防資源ノ確保等緊急業務ニ集中的且機動的ニ動員ス

二、全在住民ノ生活ヲ凡有事態ニ応シテ齊シク確保シ得ル如キ体制ヲ整備スルト共ニ、其ノ活動ヲ鼓舞シ後顧ノ憂ナカラシムル為万全ノ措置ヲ講ス

三、南洋庁ノ機構ニ付テハ軍ト表裏一体トナリ其ノ機能ヲ發揮セシムル如ク特別ノ措置ヲ講ス

第三、措 置

一、全在住民ヲ職域別又ハ地域別ニ軍隊の組織ニ編成シ集中的且機動的勤労体制ヲ確立ス

二、全在住民ノ活動ヲ鼓舞シ後顧ノ憂ナカラシムル為左ノ措置ヲ講ス

(イ) 在住民中扶助ヲ要スル者ニ付テハ之カ生活ヲ確保ス

(ロ) 邦人老幼婦女子ハ急速引揚ヲ実施スルト共ニ内地ニ於ケル之カ援護及就労ヲ強化スルト共ニ引揚ニ際スル預金ノ払戻等金融ニ関

18 「老幼婦女子内地引揚ニ関スル件」(国立公文書館所蔵「昭和十七年度 高等警察関係 チューロ巡査駐在所」返青284)

19 「南洋群島戦時非常措置要綱ニ関スル件」(国立公文書館所蔵「公文類聚 第六十八編 昭和十九年 第七十卷 軍事四 国家総動員二」類2868)。以下、本案件の引用資料は、特筆しない限り、これによる。

シ特別ノ措置ヲ講ス

(イ) 在住民ノ所要ニ応シ逐次軍属タラシム

- 三、南洋庁ノ機構及事務処理ニ付テハ戦時非常ノ事態ニ即応スル如ク処置スルモノトシ且軍トノ一体的活動ヲ為サシムル為現役軍人又ハ予備役軍人ヲ南洋庁職員ニ特別任用スルノ途ヲ講スルト共ニ南洋庁職員ハ概ネ軍属ト為スモノトス
- 四、一般会計ノ予備金支出ニ依リ群島ニ於ケル非常的財政需要ニ応シ得ルノ途ヲ講ス
- 五、南洋群島ニ於テ事業ヲ為ス会社ヲ活用スルニ當リ、其ノ業務遂行ノ敏速適確ヲ期スル為必要ナル措置ヲ講スルモノトス
- 六、群島内物資需給ノ実情ニ鑑ミ南方各地域群島間竝ニ群島内配船ヲ円滑ナラシムル為帰帆船ノ配置等適当ノ措置ヲ講ス

このように、南洋群島において在住民も軍と一体となって防衛にあたるという方針に基づいて、戦時非常体制が構築された。この「戦時非常体制」において、男性は、南洋群島に残留して防衛の役割を担うことになり、女性は南洋群島で食糧増産や軍事施設建設作業に従事する役割を担った。その一方において、「邦人老幼婦女子」が戦時引揚対象者として明文化された。このように、「南洋群島戦時非常措置要綱」が閣議決定されたことで、戦時非常体制は、南洋庁への内閣の指令に基づいて構築され、性別役割分業も再編された。

以上で明らかにしたように、戦時引揚対象者の範囲も、1943年12月頃から翌年4月にかけて多少なりとも変化した。1943年12月時点では、南洋群島に残留することができるのは、防衛戦力となる人々と、国防資源開発や食糧増産の労働力になる人々であり、それ以外の人々は、南洋群島から引き揚げさせられることとなった。その後、1944年2月から3月にかけて、戦時引揚対象者は限定されることとなった。すなわち、基本的には、病弱者や妊産婦、14歳以下の子供、60歳以上の高齢者、子供と高齢者の引揚に付き添う女性に限定された。しかし、同年4月14日に閣議決定された「南洋群島戦時非常措置要綱」によると、前年12月時点の「邦人引揚ニ関スル件」と同様に、防衛戦力や、国防資源開発と食糧増産の労働力にならない高齢者や子供、女性が戦時引揚対象者となったのである。このように、戦局の推移に伴う日本軍の混乱によって、戦時引揚対象者の範囲も多少なりとも変動していたのであり、この変動に伴って南洋群島における性別

役割分業のありようも変化したのであろう（川島淳2025）。

3 性別役割分業体制の再編

ここでは、戦時引揚に応じた女性の移動形態と、南洋群島に留まって食糧増産に従事した女性の活動形態について明確にすることで、戦時非常体制下における性別役割分業のありようの一端について検討する。

(1) 戦時引揚に応じた女性

1942年時点において、南洋群島在住者数は145,272人であった。そのうちの沖縄出身者は54,854人であり、沖縄出身者の占める割合は37.75%であった。また、現地住民と外国籍を除いた在住者93,220人のうち、沖縄出身者の割合は58.84%であった。南洋群島から日本本土に上陸した戦時引揚者総数は、沖縄県立図書館所蔵の複写版「南洋群島在住民疎開者接收事務報告書その他資料」に基づく、16,386人であった。そのうち、日本本土出身者は9,453人であり、沖縄出身者は6,136人であった。戦時引揚者全体のなかで、沖縄出身者の占める割合は約37.45%であった。南洋群島在住沖縄出身者54,854人の11%に相当する【表2】。なお、出身地別で戦時引揚者が多かった順序を示すと、沖縄県出身者6,136人について、東京府出身者が983人、福島県出身者が974人、静岡県出身者が664人であった【表3】。

【表2】によると、戦時引揚に応じた女性と子供の総数は13,739人であった。このうち、日本本土出身の女性と子供の総数は8,049人であり、沖縄出身の女性と子供の総数は5,205人であり、成人男性は2,637人であった。海没者数は、1,700人であったといわれている【表4】。1944年2月の南洋群島防空令の適用と、1944年6月15日における米軍のサイパン上陸を指標として、戦時引揚者数の推移を確認すると、1943年12月から1944年1月までの引揚者数は755人であり、戦時引揚者全体の4.61%に該当する。1944年2月から6月までの引揚者数は14,413人であり、全体の88.06%に該当する。7月から12月までの引揚者数は1,200人であり、全体の7.33%に該当する。このように、1944年2月から6月に引揚者が集中していたことが判る【表5】。ちなみに、戦時引揚者が上陸した場所は主に横浜や神戸であった【表6】。

以上の統計は、南洋群島から日本本土に上陸することができた戦時引揚者の総数である。フィリピンや台

湾への戦時引揚者数は、現在不明であるため、含まれていない。また引揚船のなかには米軍の攻撃によって撃沈された船舶もあるため、南洋群島で戦時引揚船に乗った総数と、日本本土に上陸した戦時引揚者総数は一致していない。これらは今後の課題である。

次に、戦時引揚に応じざるをえなかった女性の証言について確認しよう。ヤップ島在住の女性は、空襲後に「軍から引き揚げ命令が出て、私は子どもたちと船に乘せられた。おとうたちは島を守るためにヤップに残ることになった。生活にも慣れていたので、なるべくなら帰りたくなかった」（山内キヨ 1998: p. 359）という。大城トミは、トラック諸島で夫と漁業に従事したが、戦時中に「引き揚げ命令が下った。長い間脇目もふらずに働いてつくった財産だったが、仕方なく帰ることにした」（大城トミ 1995: p. 400）と述べる。この証言から、南洋群島で経済的基盤を確保して生活に慣れたが、不本意ながらも南洋群島からの戦時引揚に応じざるをえなかったことが判る。

1944年2月13日にテニアンで空爆があった。テニアンで教員をしていた照屋秀は「最初の空襲があった。其の後婦女子の引揚げ命令が出た。男は帰さないと言う。理由を聞くと食糧問題とのこと。食べ盛りの四人の男の子が居たので引揚げるのがお国の為だと思い夫照屋正善を残して」引き揚げたと証言する（照屋秀 1985: p. 88）。このように、食糧事情によって子供の付

添として戦時引揚に応じたのである。

他方、肉親から南洋群島に留まるように諭されたものの、テニアン空爆後に引揚に応じる女性もいた。「主人はテニアンからニューギニアへ軍属として行っただす、昭和十九年ぐらいに。行ってすぐに空襲が始まった。主人はいないし、私は次男を妊娠していたから、人に迷惑をかけたらいけないので引き揚げるといったら、主人の姉さんも私の姉さんも反対していました。私たちが乗った前の船が沈没したので、あの船には公務員の奥さん方が乗っていたらしく、危険だからと反対したけど、昭和十九年三月に引き揚げてきました」（金城ハルヨ 2002: p. 731）と証言する。このように、テニアンでの空爆後に、妊娠していた女性のなかには、肉親への配慮によって、戦時引揚に応じる女性もいたのである。

他方、妻子を引き揚げさせた男性の証言を確認する。3月のパラオ空爆後に、妻と子供が沖縄に引き揚げた男性は、「そろそろ子供も歩ける様になって可愛い盛りで、十九年三月空襲が来て、家内と子供はパラオの政府から沖縄に強制送還された。帰らんとっても駄目だった。とても苦しかったよ。今まで親子水入らずで暮らしているでしょう、妻子が沖縄に帰って当初はとても辛かった」（津嘉山正行 1992: p. 238）と証言する。テニアン在住の男性は、妻と姪が沖縄に引き揚げるにあたって、「すでに家族は日本本土や沖縄に帰し

表2 南洋群島から本土への戦時引揚者の総数・男女比

	総計	男性			女性			女性と男児	全体の占める割合	男性の割合	女性の割合	女性と男児の割合	男性の大人の割合
		大人	子供	合計	大人	子供	合計						
本土	9,453	1,404	2,281	3,685	3,465	2,303	5,768	8,049	57.69%	38.98%	61.02%	49.12%	8.57%
沖縄	6,136	931	1,654	2,585	1,940	1,611	3,551	5,205	37.45%	42.13%	57.87%	31.76%	5.68%
朝鮮	777	298	156	454	196	127	323	479	4.74%	58.43%	41.57%	2.92%	1.82%
樺太	8	2	2	4	4	0	4	6	0.05%	50.00%	50.00%	0.04%	0.01%
台湾	2	2	0	2	0	0	0	0	0.01%	100.00%	0.00%	0.00%	0.01%
その他	10								0.06%			0.00%	0.00%
合計	16,386	2,637	4,093	6,730	5,605	4,041	9,646	13,739	100.00%	41.10%	58.90%	83.85%	16.09%

※本表は、「南洋群島在住民疎開者接収事務報告書その他資料」（沖縄県立図書館所蔵複製版）23頁～26頁を基に作成した。子供は14歳未満のものとして捉えられる。

表3 出身府県別引揚者数上位5位

	沖縄県	東京府	福島県	静岡県	鹿児島県
人数	6,136	983	974	664	569
割合	37.45%	6.00%	5.94%	4.05%	3.47%

※本表は、「南洋群島在住民疎開者接収事務報告書その他資料」（沖縄県立図書館所蔵複製版）23頁～26頁を基に作成した。
※「割合」は、【表1】で示した引揚者全体の16,386人のなかで占める割合のことである。

表4 米軍に撃沈された南洋群島からの引揚船

船舶名	出港日	出港地	撃沈日	撃沈場所	死者数	生存者数	撃沈の要因	出典
波上丸		サイパン	1943(昭和18)年10月7日	ラバウル近海	不明			前掲「移民政策」
日鉾丸		トラック島	1943(昭和18)年11月1日	東笠原島沖	3名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
近江丸		クサイ	1943(昭和18)年12月27日	ポナペ島南東海上	124名			前掲「移民政策」
総洋丸		ポナペ島	1943(昭和18)年12月7日	東カロリン群島方面海上	7名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
赤城丸	1944(昭和19)年2月17日	トラック島	1944(昭和19)年2月17日	トラック島沖合	511名	53名	アメリカ飛行機の爆撃	「南洋群島海没者名簿」
夕映丸		トラック島	1944(昭和19)年2月17日	トラック島沖合	2名			前掲「移民政策」
アメリカ丸	1944(昭和19)年3月4日	サイパン	1944(昭和19)年3月6日	マリアナ群島ウラカス島沖合	494名	3名		前掲「移民政策」
三池丸		パラオ	1944(昭和19)年4月26日	パラオ島北方の海上	7名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
青森丸		サイパン	1944(昭和19)年4月	サイパン・本土間の海上	4名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
美山丸		パラオ	1944(昭和19)年5月14日	パラオ島北方の海上	27名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
ジョクジャ丸		パラオ	1944(昭和19)年5月15日	西カロリン群島方面海上	7名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
千代丸	1944(昭和19)年5月31日	サイパン	1944(昭和19)年6月2日	内地近海洋上	97名	46名	アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
白山丸	1944(昭和19)年5月31日	サイパン	1944(昭和19)年6月2日	内地近海洋上	278名	99名	アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
籠田川丸		トラック	1944(昭和19)年6月12日	東カロリン群島方面海上	2名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
泰南丸		ポナペ島	1944(昭和19)年6月24日	九州沖	1名		アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
神島丸		ロタ	1944(昭和19)年6月11日	西カロリン方面海上	54名		アメリカ飛行機の爆撃	「南洋群島海没者名簿」
バタビア丸		サイパン	1944(昭和19)年6月12日	西カロリン群島方面海上	18名		アメリカ飛行機の爆撃	「南洋群島海没者名簿」
門司丸		サイパン	1944(昭和19)年6月15日	西カロリン群島、サイパン島北方海上	5名		アメリカ機動部隊と交戦	「南洋群島海没者名簿」
大栄丸		ヤップ島	1944(昭和19)年7月3日	パラオ・ヤップ間洋上	43名		アメリカ潜水艦の砲撃	「南洋群島海没者名簿」
ブラジル丸		サイパン	1944(昭和19)年7月5日	西カロリン群島方面海上	1名		アメリカ飛行機の爆撃	「南洋群島海没者名簿」
朝日丸		パラオ	1944(昭和19)年8月12日	パラオ諸島	不明			前掲「移民政策」
広順丸		パラオ	1944(昭和19)年8月12日	西カロリン群島方面海上	15名	12名	アメリカ潜水艦の魚雷攻撃	「南洋群島海没者名簿」
広善丸		デニアン	1944(昭和19)年12月	小笠原沖	不明			前掲「移民政策」

※財団法人南洋群島協会「南洋群島海没者名簿」(沖縄県立図書館所蔵複製版)と前掲「移民政策」に基づいて作成した。

表5 月別南洋群島各地から本土への引揚者総数と割合

		合計	西カロリン諸島				マリアナ諸島						東カロリン諸島				マーシャル諸島				その他				
			パラオ	ヤップ	サイパン	テニアン	ロタ	グアム	トラック	ポナペ	ヤルート	クサイ	人員	割合(%)	人員	割合(%)	人員	割合(%)	人員	割合(%)					
1943年	12月	70	0.43%																						
1944年	1月	685	4.18%																						
	2月	3,113	19.02%	1	0.03	0.01																			
	3月	3,011	18.40%	255	8.47	1.56																			
	4月	3,917	23.93%	1,642	41.92	10.03																			
	5月	2,814	17.19%	700	24.88	4.28																			
	6月	1,558	9.52%	1,306	83.83	7.98																			
	7月	140	0.86%																						
	8月	509	3.11%	476	93.52	2.91																			
	9月	301	1.84%	297	98.67	1.81																			
	10月	8	0.05%	7	87.50	0.04																			
	11月	6	0.04%	4	66.67	0.02																			
		12月	236	1.44%	232	98.31	1.42																		
合計		16,368	100.00%	4,920	30.06	820	5.01	2,582	15.77	1,658	10.13	387	2.36	189	1.15	3,226	19.71	1,950	11.91	362	2.21	258	1.58	16	0.10
				5,740			割合		4,816			割合		5,176			割合		620			割合		3,79%	

※本表は、「南洋群島在住民疎開者接収事務報告書その他資料」（沖縄県立図書館所蔵複製版）28頁～29頁を基に作成した。割合の上段は当月に占める割合であり、下段は引揚者全体に占める割合である。

表6 上陸地別引揚者数

	横 浜	横 須 賀	芝 浦	築 地	神 戸	大 阪	呉	門 司	和 歌 山 県 勝 浦	千 葉 県 勝 浦	三 崎	長 崎	佐 世 保	磯 子 ・ 羽 田	総 計
引揚者数	11,980	65	203	75	2,852	17	524	611	4	4	2	1	4	44	16,386
割合(%)	73.11	0.40	1.24	0.46	17.41	0.10	3.20	3.73	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.27	100.00

※本表は、「南洋群島在住民疎開者接収事務報告書その他資料」（沖縄県立図書館所蔵複写版）を基に作成した。

でいて働き手の男たちが島に残っていました。私も妻と姪（兄の子）を沖縄に引き揚げさせるときは途中のことを考えて非常に不安でした。妻は流産した後でしたがここには危険だから早く手続さしないとけないし、いろいろ考える余地もないまま帰しました。（中略—引用者）できることなら私も一緒に沖縄に帰りたいたと思いましたが、男は帰ることは許されませんでした」（仲本正重 2010: p. 55）と証言する。このように、戦時引揚による家族の分断について証言者の悲痛な想いが看取できる。また、子供や女性が引き揚げに応じる一方で、男性が南洋群島の防衛戦力とされて召集・徴用された。こうした性別役割分業は、統治権力によって再編された結果でもあった。

また、戦時引揚に応じた女性たちのなかには、米軍による船舶の撃沈で十分な船舶が確保されなかったために引き揚げられなくなった女性もいた。すなわち、「婦女子の内地引揚げが決定され、多くの人たちが帰還船に乗ってどんどんパラオを去って行きました。私の家族はどうするか迷ってしまいましたので、あとから申し込んだときはすでに船舶の都合がつかず、あきらめざるを得ない状況になって」おり、「何しろ、せっかく乗船しても米軍にやられた船も多かったですから、引揚げるべきか、残るべきか、みんな迷いました」（高江洲順義 2004: pp. 361-362）と証言する。このように、戦時引揚者の増加によって、戦時引揚に応じるか否か迷ったが、申し込んだ時には、船舶の都合がつかずに、残留を余儀なくされた女性もいた（翁長千代 1984: p. 444；知念米 1999: p. 355）。

他方、南洋群島での残留を決断した女性もいた。サイパンで戦時引揚の対象となった教員の女性は「夫と別れて、子どもと二人で帰るのは不安である。「死なばもろとも」と残ることにした」（知念春江 1989: p. 187）と証言する。また、妊産婦は戦時引揚の対象者

であり、妊娠9ヶ月目の女性は、「婦女子、特に妊婦は一刻も早く疎開するようにとの命令が出された。その時、私は三男盛邦を妊娠していて、九ヵ月目にはいつていた。陸だったら助かる率も大きい、海だったら助かる確率は少ない。泳ぎはあまり上手でないし、お腹も大きいのでどうしたらいいかと思案していた。そしたら、アイライ飛行場に勤労奉仕で行っていた夫が帰ってきた」ので、その後、南洋群島に残留することにしたと証言する（幸地和子 1995: p. 545）。さらに、戦時引揚対象であった女性は、「戦争前の引き揚げは希望次第でしたので、私は帰りませんでした。魚雷があつてやられたりしたから、これも怖くて、自分一人だったらいいけど、子ども二人連れているから帰らなかった」（平良豊 2005: p. 294）と証言する。このように、子供のことを慮って南洋群島に残留した女性もいた。

他方、南洋群島残留に関する夫などの証言もある。「南洋庁から戦争が激しくなる前に婦女子を本国へ疎開させるよう通知がきました。しかし妻は引き揚げ途中の海で敵にやられるかもしれないと言って引き揚げを拒みました。ほとんどの婦女子も引き揚げをしませんでした。引き揚げない人は戦争のための食料増産をさせられることになり、パラオ本島（バベルダオブ島）に移ることになりました」（米須清志 2001: p. 523）との証言がある²⁰。

このように、戦時引揚をしても、南洋群島に留まっても、死を覚悟せざるを得ない状況のなかで、戦時引揚に応じるものもいれば、南洋群島に留まることを希望するものもいたのである。

(2) 戦時引揚における女性の心情

戦時引揚において、パラオからフィリピン・台湾を経て沖縄に戻る予定であったが、フィリピンや台湾に

²⁰ ほかに戦時引揚に応じなかった証言（外間清徳 2004: p. 369；伊波長宜: 1982: p. 524；新垣義吉・ウシ 1995: p. 478）がある。

滞留して敗戦を迎えた後に、日本や沖縄に引き揚げた人々もいた。また、パラオからフィリピンに向かう途中で米軍の攻撃を受けて、美山丸とジョグジャ丸という輸送船が撃沈されて死亡するものと、救助された後に、フィリピンに上陸した戦時引揚者もいた。フィリピンや台湾で食糧不足による栄養失調、マラリアなどの伝染病などによって死亡する人々もいた。他方、サイパン・テニアン・トラック諸島などから、日本本土を経由して沖縄に到着したものもいた。戦前に日本本土から沖縄に向かう途中で米軍の攻撃を受けるかもしれないという恐怖心を抱きながら、戦前に沖縄に帰還して、沖縄戦で「集団死」に追い込まれた女性（川島淳 2022b: pp. 207-214）もいれば、日本本土で敗戦を迎えた女性（川島淳 2015: pp. 1-10）もいたのである。

1944年2月17日・18日には、米軍がトラック諸島に空爆を実施した。トラック諸島沖に停泊していた戦時引揚船の赤城丸も攻撃された。その死亡者数は511名で、生存者52名であった。これについて、内原勇助は次のように証言する。「一九四四年（昭和十九）二月十六日の夕刻、私は家内と三人の子供を赤城丸に乗船させた。男は島に残され、女性と子供と老人だけが強制的に引き揚げさせられた」が、翌17日午前7時に空襲警報が発令された後に、赤城丸と夕映丸、護衛艦は米軍の攻撃を受けて撃沈された。乗船者のうち「約五〇人ぐらいの人々が救命ボートでタマン桟橋にたどりついたが、そのうちの二〇人ぐらいは病院で亡くなってしまった。結局生き残ったのは約三〇人ぐらい」であり、「私も臨月の妻と三人の子供らを一度に失った」（内原勇助 1987: pp. 336-337）と証言する。城間松助は、「妻と子供たちを疎開させるために、船に乗せました。乗船したその日は出発せずに、遠く沖の方に停泊していました。翌日の一九四四年（昭和十九）二月十七日にトラック諸島への大空襲があり、その空襲で、妻や子供たちの乗った船も攻撃され、妻と子供たちは死にました。乗船したその日に出ていたら、そんなことにはならなかったのと思いました」（城間松助 2003: p. 539）と証言する。このように、妻子が乗船したその日になぜ出航しなかったのか、そして、生と死との境界線が何によって決定づけられるのか、といった命題が心の中に深く刻み込まれることになったのであり、戦時引揚は戦場という極限状態のなかで

実施されたとと言える。

専業主婦であった女性はパラオから引き揚げることになった。戦時引揚の途中で、「私と娘二人は、主人を残してパラオから引き揚げることにしました。一九四四年（昭和十九）の初めごろです。ちょうど、三女の弘子が生まれて間もないころでした。パラオから一二隻の船団を組み、軍艦が護衛しての航海でした。途中、「敵の潜水艦が向かっているの、甲板に集合するように」という指示が出たときは、弘子を背負い、片方の手で道子の手を引き、もう片方の手に荷物を抱えて、船底から甲板に駆け上がりましたが、怖くて涙が止まりませんでした」（喜友名トヨ 2006: p. 657）と証言する。このように、戦時引揚船が米軍の攻撃を受けるかもしれないという恐怖心を抱き、また生命の危険を感じながら、南洋群島から引き揚げたのである²¹。

(3) 南洋群島からの戦時引揚者のなかで沖縄戦に巻き込まれた人々

このように、日本本土などを経由して沖縄に帰還した女性や子供は、沖縄戦に巻き込まれることになった。1944年10月10日に米軍が沖縄に初めて空爆を実施した。現在、沖縄では、「10・10空襲」と呼ばれている。米軍の空爆が日本軍の演習だと誤解する人もいるなかで、戦時引揚者は、米軍の空爆であることに気づき、注意を喚起することができたと証言している。すなわち、「十・十空襲のときは、飛行機が飛んで、あっちにいったかと思ったら、飛び上がったたりおりたりしながら弾を落としていた。南洋の空襲に似ていたから、子どもたちには南洋から持ってきた頭巾を被せて、私は毛布を被っていた。私たちは南洋で「友軍だあ」といってやられた人を見たり、体験もしていたから空襲だとわかったが、みんなはアメリカ軍か日本軍かわからないから、外に出ていたので、「空襲だよ、空襲だよ」と叫んだ。みんなは演習しているのかとしか思っていなかったの、私がいわなかったらみんなやられていたかも知れない」（幸地ヤス 2005: p. 620）と証言する。10・10空襲後に、ヤップから引き揚げた女性は、「10・10空襲も過ぎ、沖縄もいよいよ戦場になるんだなと感じた。ヤップからも苦勞して引き揚げてきたのに、ここで戦争に巻き込まれたら、今度こそ親子一緒に死

²¹ 他にも同様の証言（山内キヨ 1998: p. 359）がある。

んでしまうかもしれないと思った」(山内キヨ 1998: p. 359) と証言している。このように、戦時引揚者は、南洋群島で米軍の空爆を経験し、また海上において生命の危険を感じながら移動し、沖縄においても米軍による空爆に遭遇したように、1943年12月以降から米軍の攻撃に生命の危険を感じつづけ、常に「戦場」という緊張状態のなかにいた存在であったと捉えられる。

その一方で、南洋群島から沖縄に引き揚げた女性の活動の様子が1944年12月16日と翌年1月20日の『沖縄新報』(浦添市立図書館所蔵複写版)で報道されている。12月16日付の新聞には、「蹶然起つ サイパンの妻たち」との見出しで「南方拓士の引揚家族を援護しようと南洋群島共助義会支部では生活救済に乗出したが頼る夫をサイパン、テニアン島に残し幼児を抱いて敢闘する妻女達はこの温かい援護に感泣、報復を誓い合つて各職域に或は家庭に凛々しい頑張りをみせてゐる」といった記事などが掲載されている。また、翌年1月20日付の新聞には「二の舞ひせぬぞッ 奮起する南方引揚民ら」との見出しで、南洋群島共助義会沖縄支部の国場という人物へのインタビュー記事として「今次戦争における県民の試練は大きく、恨みを呑んで引揚げた 縄県 の大半は財を失ひ引揚 の途次肉親を失ふなど総ゆる辛苦を具さに嘗めたがこれら引揚民は温い保護にいまさら奮起山を開墾して増産に励む者、或 細い暮しの中から息子を高工にやるなど自らは戦力 強作業 突入、サイパンの二の舞ひを する など大いに頑張つてゐる」とのことや「全南洋群島引揚民の激しい憤りはサイパンをテニアンをこの手 奪ひ返すのだと力一杯起上つてゐる」とのことなどが報道されている。このように、南洋群島から沖縄への戦時引揚者の活動を報告することで、沖縄県民に戦意を高揚しようとする意図が垣間見られる。

1945年4月1日に沖縄島に上陸した米軍の主力部隊は首里の第32軍司令部に迫った。5月に軍司令部は首里から摩文仁に撤退し、6月23日に軍司令官の牛島満が自決して、日本軍の組織的抵抗は終了したが、日本兵はゲリラ戦を展開した。こうした戦局の推移のなかで、日本軍による住民虐殺や「強制集団死」が実行されたのである。

南洋群島から沖縄に引き揚げた女性と子供は、「隣組できれいに造ったカナーシチャグワの壕では、中にいたおばさんに、子どもが泣いたら大変だと断られて、私たち家族だけは別の壕に入った」のであり、カ

ナーシチャグワの壕では「アメリカにやられるより自分で死んだほうがいとみんな薬物で死んだ」(幸地ヤス 2005: pp. 618-622) と証言する。この壕で「強制集団死」が実行された。なお、飛行場建設や陣地構築の作業の際に、沖縄の人々は、日本軍兵士に、米軍の捕虜になったら殺されるから、その前に死ぬようにいわれたとの証言が散見される。そのような背景によって、この壕での「強制集団死」も実施されたように思われる。

また、別の女性は、壕のなかで、子供が泣いたら迷惑がかかると考えて、防空壕にも入れず、空爆を受けるなかで彷徨い歩いたと証言している。すなわち「沖縄に着いてからまた戦が。南洋で爆撃されて沖縄に帰ってきたら、沖縄のほうでも爆撃。そのようなときに三男が生まれているんです。壕の中に入ったら泣くから、人に迷惑がかかるかと思って、防空壕にも入れなくて、しょっちゅう道から子どもを抱いて歩いていった。空襲で吹き上げてくる土をかぶったりもしました。沖縄に帰ってきてからもあっちに引っ越したりこっちに引っ越したり、年寄りを連れて、そんな状態だったので、息する暇もないくらいでした」(上江洲トヨ 2002: p. 688) という。また、他の女性は「友軍が帰って少ししたらアメリカがきてしまった。「カマン、カマン」して呼ばれて、壕にいたよそのおばあさんに、「おまえたちから早く出ていって」と言われた。壕の中では幸雄がしょっちゅう泣いていたから、おばあさんに怒られていた。壕から出たら、アメリカはガムなどいろいろくれた。宮里のお父さんが、「幸雄が泣いたからよかった。もし泣かないで、このまま壕に入っていたらガスをまかれて全滅するところだった。あんた方のおかげで助かったんだよ」と言われた」(金城春子 2005: p. 215) との証言もある。このように、壕から追い出されなかったものの、壕のなかで子供がいつも泣いていたので、周囲の人々に嫌がられたが、この子の泣き声によって、米軍は、壕に隠れているのが民間人であると認識したため、壕から出るように伝達した。実際に壕から出ると、米軍から捕虜として扱われたことが判る。

また、戦時引揚に応じた女性の夫は、戦後に南洋群島から沖縄に帰還すると、安谷屋の収容所において、名幸ガマに避難していた妻が死亡したことを知った。「瑞慶覧の人たちは、みんな安谷屋に収容されていたからですが、妻はすでに亡くなっていました。沖縄戦のとき名幸ガマに避難していて被害にあったようで

す。妻はテニアンに残った私のことをとても心配していたそうです。それなのにその私は生きて帰ってきて、妻が死んでしまったのですから、そのショックは並大抵のものではありません」（仲本正重 2010: p. 58）と証言している。この名幸ガマには、七、八十名が避難していたが、生き残った人は3名であり、意識不明の状態に捕虜になったため、それ以外の人々がどのような最期を遂げたのかということは、現在でも不明である。なお、遺骨は1952年と1989年に収拾された。このガマにおいて「強制集団死」があった可能性は否定できないと思われる。

また、妻子を沖縄に帰還させた男性は「戦争が終れば、家内と子供をまたヤップに戻すつもりでした。沖縄の方が安全だということで帰したら、かえって沖縄が戦場になってしまって、家内も二人の子供も、私の両親もみな死んでしまいました」（当間盛助 1984: p. 438）と証言する。以上の証言から、生と死が何によって決定づけられるのか、あるいは何を信じていいのかわからない、と感じていた様子が垣間見られる。

このように、1943年以降における戦争遂行のなかで、防衛戦力となる男性は南洋群島に残留させられて現地で召集された。他方、子供と高齢者、女性が主な戦時引揚の対象者となった。なお、女性のなかでも、国防資源開発や食糧生産に従事していたものなどは除外された。このような性別役割分業があったがゆえに、戦時引揚者のなかには、不本意ながら引き揚げた女性や、家族や親戚のことを慮って引き上げる女性もいた。他方、米軍の攻撃による戦時引揚船の撃沈が相次ぎ、戦時引揚に十分な船舶が稼働できなかったため、残留せざるをえなくなった女性や、戦時引揚に応じても、南洋群島に留まっても、死を覚悟せざるをえないという緊張状態のなかで、家族とともに生活することを望んで残留する女性などもいた。戦後に引き揚げた男性のなかには、沖縄戦などで妻子が死亡したものもいれば、沖縄で妻子と再会したものもいた。さらに、戦時中に日本本土に上陸したものの、沖縄に帰ることができずに、日本本土で敗戦を迎えて戦後沖縄に引き揚げたものもいた。このように、戦局の悪化に伴う性別役割分業の再編が、沖縄出身南洋移民女性の生と死に大きな影響を及ぼしたことが看取できる。こうした戦時

引揚は、南洋移民女性にとって、まさに戦争体験の一形態であったといえる。

4 性別役割分業と南洋群島に残留した女性

南洋群島に残留しなければならなかったのは、防衛戦力となる男性と、国防資源開発や食糧増産の労働力になる人々であった。南洋群島の防衛を担う男性は、1943年9月29日に改正された兵役法施行令によって南洋群島に兵役法が適用された²²ため、南洋群島で徴兵検査を受け、また現地で召集されることになり、戦闘に参加することとなった。

他方、南洋群島に残留した女性は、食糧増産などに従事し、農作物を日本軍に供出した。これは、1944年2月8日に閣議決定された「南洋群島軍需食糧補給緊急対策要綱」²³に基づくものであった。すなわち、同月5日に海軍大臣嶋田繁太郎と大東亜大臣青木一男が内閣総理大臣東條英機に宛て「南洋群島軍需食糧補給緊急対策要綱ニ関スル件」という閣議請議書を送付した。これによると、「現下決戦段階ニ即応シ南洋群島軍需食糧補給体制ヲ強化スルノ要アルニ依リ別紙ノ通決定ノ必要ヲ認ム仍テ別紙要綱ヲ提出」したという。2月8日に内閣書記官が起案し、以下のことが同日に閣議決定を経て指令として発せられた。

第一、方針

決戦段階ニ即応シ南洋群島ニ於テハ速ニ軍需食糧ノ補給協力ニ努ムモノトス

第二、要領

- (一) 駐在部隊ノ食糧補給ニ任ズル為糧食（米、甘藷等）水産食料品蔬菜其ノ他ノ食料品ノ増産確保ヲ期ス
- (二) 群島在住民ノ所要糧食ニ付テハ極力之ガ節約ヲ図ルト共ニ可及的ニ代用食ニ転換シテ主食糧品（米、粟等）ノ軍需ヘノ供出ニ努ム

第三、措置

- (一) 軍需食糧作物ノ増産ヲ図ル為現ニ実施中ノ群島食糧自給計画ノ外ニ可耕未利用地ハ官民有地ヲ通ジ速ニ整地又ハ開墾ヲ行ヒ食糧作物ノ栽培ヲ行フト共ニ蔗作地其ノ他ノ非食糧作付地ハ食糧作付地ニ転換セシム此ガ為十八・九年期産糖

²² 「兵役法施行令ヲ改正ス」（国立公文書館所蔵「公文類聚」第67編第95巻 昭和18年 軍事一・陸軍・海軍）

²³ 「南洋群島軍需食糧補給緊急対策要綱ニ関スル件ヲ定ム」（国立公文書館所蔵「公文類聚」第68編第75巻 昭和19年 産業・農事。以下、本案件の文書は、これによる。

ノ内地向移出ハ之ヲ最少限度ニ留メ十九年度及二十年度ノ兩年ニ互ル島内軍民ノ消費酒精、雜酒製造用数量ヲ確保ス

(二) 島内努力ハ特殊工事、国防資源開発ニ要スル者ヲ除キ概ネ食糧作物栽培ニ結集セシムルト共ニ不足努力ノ補給ニ関シテハ要スレバ陸上部隊ノ協力ヲ得

(三) 軍需補給ノ為ニスル農場ニ付テハ軍用農場トシ資金、資材等ハ海軍ニ於テ一括計上シ之ガ実施ハ概ネ南洋庁ニ委託ス

(四) 軍需食糧補給ヲ円滑ナラシムル為南洋興発会社ノ機構ヲ便宜活用シ群島内ノ食糧需給調整機関タル機能ヲ附与シ食糧ノ数量並ニ価格ノ調整ヲ行ハシム

之ガ為南洋興発会社ヲシテ別勘定ヲ設ケシメ之ガ収支ヲ明カナラシムルト共ニ運営ニ当リテ損失ヲ生ジタル場合ハ政府ニ於テ之ガ補填ノ方途ヲ別途考慮ス

軍ニ対スル供出食糧品ノ価格ハ生産費ヲ基準トシテ海軍及ビ南洋庁ニ於テ協議シテ定メタル価格トス

すなわち、南洋群島で速やかに軍需食糧の補給協力に努力する方針が示された。駐在部隊に必要な糧食や水産物、蔬菜その他の食糧の増産と、その確保を実現する一方、南洋群島在住民に必要な食糧を代用食に転換させて、主食糧品を軍隊に供出するように努めることが決定された。また、軍需食糧作物を増産するために食糧作物の生産が可能な土地に転換させること、特殊工事と国防資源開発に必要な人々を除く者を食糧作物の栽培に集中させること、南洋興発株式会社に食糧需給調整機関に転換させることなどが決定された。

こうした状況のなかで、南洋群島に残留した女性などは、食糧増産などに従事することになった。ポナペ残留の女性は「徴用されて砂糖をつくったり、芋や野菜の増産をさせられた。日本に引き揚げるまでずっと徴用だった。山の中への避難訓練もあった」（島袋安亀・カマド 1995: p. 462）と証言する。また、パラオに残留した女性は「軍から畑を与えられイモを植えた。手榴弾で皆一緒に死ぬか、イモを植えるかとも言われた。また、食糧増産すると、たとえ死んでも一緒に靖国神社にまつられるとも言われたので、月の夜、イモを植える時もあった」（当山イト 1996: p. 533）と証言している。このように、南洋群島に残留して食糧増産

などに従事する女性もいたのである。

1944（昭和19）年6月以降、米軍はサイパン島やテニアン島、アンガウル島、ペリリュー島に上陸し、地上戦を展開した。南洋群島に留まった女性のなかでも、米軍との戦闘に巻き込まれて死亡するものや、日本軍によって「強制集団死」に追い込まれた人々などもあった。他方、戦場を生き延びて米軍の捕虜となって、戦後沖縄に引き揚げた女性もいたのである。

VI むすび

はなはだ雑駁ながら、以上において、沖縄出身南洋移民女性の渡航・生業・戦争についてみてきた。本論をまとめることでむすびとしたい。

帝国日本の形成・展開・崩壊ないしは縮小という一連の過程において、沖縄出身南洋移民は、好むと好まざるとにかかわらず、帝国日本の南洋群島統治の維持・拡大を支える存在であると同時に、沖縄・南洋群島の統治政策・戦争遂行によって、自らの人生が直接的にも間接的にも影響を受ける存在であったといえる。なかでも、女性の渡航は、男性の事情に大きな影響を受けたことが看取できる。また、植民地南洋群島での産業開発や政治社会は、主に男性と女性との性別役割分業に基づく移民の活動によって支えられていたのである。

南洋群島における基幹産業は主に製糖業と水産業であった。黒糖と鰹節などは南洋群島から日本本土などに移出された。こうした産業開発のなかには、性別役割分業もまた垣間見られた。特に、水産業においては、漁業は男性の仕事であり、魚介類の行商や加工生産は女性の仕事であった。また、畜産業は島内の需要を満たす産業であり、既婚女性のなかには「家内領域」で家計を補助する仕事として畜産業に従事するものもあった。さらには、南洋群島在住者の生活に必要な衣服なども、日本本土からの移入に依存するとともに、「家内領域」において被服製造業に就く女性もいた。このように、南洋群島の産業開発と、それを担う人々の生活必需品を供給する産業には、性別役割分業のありようが垣間見られる。

1940年以降の総動員体制下において、隣組などにおける監視と懲罰の緊張状態のなかで、女性は、生業と家事労働に従事するとともに、「銃後の守り」としての役割、最前線における兵士としての「義務」もまた付与された。このように、隣組の活動のなかで、女

性としての「あるべき姿」や性別役割分業のありようもまた提示されたのである。

1943年以降における戦争遂行のなかで、防衛戦力となる男性は南洋群島に残留させられて現地で召集された。他方、子供と高齢者、女性が主な戦時引揚げの対象者となった。ただし、女性のなかでも、国防資源開発や食糧生産に従事したものなどは除外された。このように、戦時引揚げ者のなかには、不本意ながら引き揚げた女性や、家族や親戚のことを慮って引き揚げる女性もいた。他方、米軍の攻撃による戦時引揚げ船の撃沈が相次ぎ、戦時引揚げに十分な船舶が稼働できなかったため、残留せざるをえなくなった女性や、戦時引揚げに依りて、南洋群島に留まっても、死を覚悟せざるをえないという緊張状態のなかで、家族とともに生活するために残留する女性もいた。戦後に引き揚げた男性のなかには、沖縄戦などで妻子が死亡したものもいれば、沖縄で妻子と再会したものもいた。さらに、戦時中に日本本土に上陸したものの、沖縄に帰還できずに、日本本土で敗戦を迎えて戦後沖縄に引き揚げたものもいたのである。

他方、サイパンやテニアンなどに残留して食糧生産に従事した女性は、米軍上陸後の戦闘にも巻き込まれた。なかでも、日本軍によって「強制集団死」に追い込まれた人々がいる一方で、戦場を生き延びて米軍の捕虜となり、戦後沖縄に引き揚げた女性もいた。

以上のように、帝国日本の形成・展開・崩壊ないしは縮小という一連の過程において、沖縄出身南洋移民女性は、帝国日本の南洋群島統治の維持・拡大を支える存在であった。すなわち、南洋群島の統治政策や戦争遂行は、性別役割分業などに基づく移民の活動によって支えられていたといえる。また、沖縄や南洋群島の統治政策や戦争遂行と、それに基づく性別役割分業によって、自らの人生、生と死が直接的にも間接的にも影響を受ける存在であったことが垣間見られる。これこそが、まさに性別役割分業と戦争遂行・植民地統治との関係性によるものであったと考えられる。

参考文献

(日本語文献)

赤嶺 秀光

1990 「南洋移民とは何だったのか」『新沖縄文学』84: pp. 72-87

2001 「南洋移民は幸福だったか」『けーし風』32: pp. 38-41

飯高 伸五

1999 「日本統治下マリアナ諸島における製糖業の展開」『[三田史学会] 史学』69(1): pp. 107-140

石川 朋子

2000 「沖縄南洋移民に関する一考察」『[沖縄国際大学] 地域文化論叢』3: pp. 99-121

石原 俊

2022a 「総力戦の到達点としての島嶼疎開・軍務動員」『シリーズ戦争と社会 3 総力戦・帝国崩壊・占領』pp. 75-97、岩波書店

2022b 「島嶼戦と住民政策」『思想』1117、pp. 104-125

今泉 裕美子

1992 「南洋興発(株)の沖縄県人政策に関する覚書」『沖縄文化研究』19、pp. 131-177

1997 「南洋群島の「玉砕」と日本人移民」『戦争と日本人移民』飯野正子・木村健二・桑井輝子(編)、pp. 213-222、東洋書林

2002 「南洋群島」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ編 論考編』具志川市史編さん委員会編、pp. 547-750、具志川市教育委員会

2003 「南洋へ渡る移民たち」『近現代日本社会の歴史 近代社会を生きる』大門正克・安田常雄・天野正子(編)、pp. 195-223、吉川弘文館

2005 「南洋群島引き揚げ者の団体形成とその活動—日本の敗戦直後を中心として—」『史料編集室紀要』30: pp. 1-44

2015 「南洋群島の日本の軍隊」『地域のなかの軍隊 7 帝国支配の最前線 植民地』坂本悠一(編)、pp. 260-290、吉川弘文館

2016 「パラオ諸島をめぐる民間人の「引揚げ」」『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究 国際関係と地域の視点から』今泉裕美子・柳沢遊・木村健二(編)、pp. 127-188、日本経済評論社

川島 淳

2009a 「沖縄出身南洋移民女性の渡航形態について—1930年代から1940年代前半期の未婚女性に焦点をあてて—」『南島文化』31: pp. 19-44

2009b 「戦間期国際社会と日本の南洋群島の統治・経営方針—1935年における南洋群島開発調査委員会の答申の紹介を中心に—」『駒沢史学』73: pp. 47-71

2010a 「沖縄から南洋群島への既婚女性の渡航について—近代沖縄史・帝国日本史・女性史という領域のなかで—」『東アジア近代史』13: pp. 147-167

2010b 「沖縄出身南洋移民未婚女性の渡航要因と移民男性の婚姻形態—帝国日本史・近代沖縄史・女性史という複合的領域のなかで—」『南島文化』32: pp. 17-54

2011 「沖縄出身南洋移民既婚女性の渡航要因と男性の論理について—帝国日本史・近代沖縄史の重層的関係性と女性史を射程に入れて—」『南島文化』

- 33: pp. 15-59
- 2012 「南洋群島における沖縄出身女性の経済的活動について」『南島文化』34: pp. 19-50
- 2013 「南洋群島開発調査委員会の設置と廃止について—制度的位置と性格に焦点をあてて—」『駒沢史学』81: pp. 100-125
- 2014a 「総力戦体制下南洋群島と沖縄出身女性—隣組での活動に焦点をあてて—」『よのつじ』10: pp. 7-17
- 2014b 「戦時下南洋群島からの戦時引揚について—ジェンダーの観点から—」『南島文化』36: pp. 35-48
- 2015 「戦時下南洋群島からの戦時引揚の実態について—出航・航行に関する沖縄出身女性・子供の証言を中心に—」『南島文化』37: pp. 1-19
- 2015 「南洋群島からの戦時引揚と沖縄出身女性について」『よのつじ』11: pp. 1-10
- 2025 「戦時非常体制下における沖縄出身南洋移民の戦時引揚について」『南島文化』47: pp. 35-60
- サイパン会誌編集委員会
- 1986 『サイパン会誌 想い出のサイパン』、サイパン会
- 1994 『サイパン会誌 第2号 心の故郷・サイパン』、サイパン会
- 2003 『創立20周年 サイパン会誌 第3号 平和を祈念して』、サイパン会
- テニアン会編
- 2001 『はるかなるテニアン』、テニアン会
- 富山 一郎
- 1996 「ナショナリズム・モダニズム・コロニアリズム」『講座外国人定住問題第一巻 日本社会と移民』伊豫谷登士翁・杉原達(編)、pp. 129-163、明石書店
- 2006 『増補版 戦場の記憶』日本経済評論社
- 那覇市総務部女性室・那覇女性史編集委員会
- 1998 『なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編)』ドメス出版
- 森 亜紀子
- 2011 「ある沖縄移民が生きた南洋群島—要塞化とその破綻のもとで—」『アジア遊学145 帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』、pp. 125-135、勉誠出版
- 2013 「委任統治領南洋群島における開発過程と沖縄移民—開発主体・地域・資源の変化に着目して—」『日本帝国圏の農林資源開発—「資源化」と総力戦体制の東アジア—』野田公夫(編)、pp. 317-374、京都大学学術出版会
- 2013 「沖縄出身南洋移民と家族の生活世界—戦時下パラオにおける後期移民世代の経験をめぐって—」『帝国以後の人の移動—ポストコロニアリズムとグローバリズムの交差点—』、蘭信三(編)、pp. 351-399、勉誠出版
- 2014 「戦時期南洋群島における資源開発・要塞化とその帰結—境界を生きた沖縄の人々に着目して—」

『農業史研究』48: pp. 15-28

- 2024 「〈南洋群島〉という植民地空間における沖縄女性の生を辿る」『記憶と歴史の人類学—東南アジア・オセアニア島嶼部における戦争・移住・他者接触の経験—』、風間計博・丹羽典生(編)、pp. 159-183、風響社

(英語文献)

Kawashima, Jun

- 2022a “Population movements of migrant Okinawan women during the development of the Empire of Japan” *Women in Asia under the Japanese Empire*, Tatsuya Kageki and Jiajia Yang ed., Abingdon: Routledge.
- 2022b “Population movements of migrant Okinawan women during the collapse of the Empire of Japan” *Women in Asia under the Japanese Empire*, Tatsuya Kageki and Jiajia Yang ed., Abingdon: Routledge.

引用資料

新垣 イネ

- 1998 「テニアンで戦争に遭う」『糸満市史 資料編7 戦時資料下巻—戦災記録・体験談—』糸満市史編集委員会(編)、pp. 217-219、糸満市役所

新垣 義吉・ウシ

- 1995 「テニアンの死体は話以上」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室(編)、pp. 477-484、北谷町役場

伊芸 ウシ

- 1996 「南洋移民をふりかえって」『金武町史 第一巻「移民・証言編」』金武町史編さん委員会(編)、pp. 510-511、金武町教育委員会

伊波 長宜

- 1982 「サイパン移住と戦争」『宜野湾市史 第三巻資料編二 市民の戦争体験記録』宜野湾市史編集委員会(編)、pp. 523-525、宜野湾市

伊礼 ユキ

- 1995 「子供の内股はつねられた痕だらけ」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室(編)、pp. 506-510、北谷町役場

上江洲 敏

- 2002 「上江洲敏」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 663-666、具志川市教育委員会

上江洲 トヨ

- 2002 「上江洲トヨ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 667-668、具志川市教育委員会

内原 勇助

- 1987 「赤城丸撃沈される」『渡嘉敷村史 資料編』渡嘉敷村史編集委員会(編)、pp. 333-337、渡嘉敷村役場

大蔵省管理局

- 1946 『日本人の海外活動に関する歴史的調査 南洋群島篇 第二分冊』 pp. 98-100

大城 サチ

- 2002 「大城サチ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 800-801、具志川市教育委員会

大城 トミ

- 1995 「義兄は友軍に殺された」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室(編)、pp. 400-403、北谷町役場

沖縄新報社

- 1944 「蹶然起つ サイパンの妻たち」『沖縄新報』1944(昭和19)年12月6日
1945 「二の舞ひせぬぞッ 奮起する南方引揚民ら」『沖縄新報』1945(昭和20)年1月20日

上運天 ゴゼイ

- 2002 「上運天ゴゼイ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 507-508、具志川市教育委員会

翁長 三郎・千代

- 1984 「引揚げ後に思わぬ不幸が」『浦添市史 第五巻 資料編4 戦争体験記録』浦添市史編集委員会(編)、pp. 441-446、浦添市教育委員会

翁長 文子

- 1998 「ウマカラウティーミ」『糸満市史 資料編7 戦時資料下巻一戦災記録・体験談一』糸満市史編集委員会(編)、pp. 506-508、糸満市役所

兼島 カマド

- 2002 「兼島カマド」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 505-506、具志川市教育委員会

喜友名 トヨ

- 2006 「疎開先での娘の死」『北谷町史 附巻 移民・出稼ぎ編』北谷町史編集委員会(編)、pp. 655-659、北谷町教育委員会

金城 朝子

- 2001 「跡継ぎの男の子をといわれて」『北中城村史 第三巻 移民・本編』北中城村史編纂委員会(編)、pp. 549-552、北中城村役場

金城 カメ

- 2002 「金城カメ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 704-705、具志川市教育委員会

金城 シゲ

- 2002 「金城シゲ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 814-815、具志川市教育委員会

金城 繁正

- 1977 『玉城村誌』金城繁正(編)、玉城村役場

金城 春子

- 2005 「金城春子」『具志川市史 第5巻 戦争編 戦時体験Ⅰ』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 212-216、具志川市教育委員会

金城 ハルヨ

- 2002 「金城ハルヨ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 730-731、具志川市教育委員会

金城 光守・百合

- 2002 「金城光守・百合」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ 証言編』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 697-700、具志川市教育委員会

幸地 和子

- 1995 「怖かった南洋のジャングル病」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室(編)、pp. 543-554、北谷町役場

幸地 ヤス

- 2005 「幸地ヤス」『具志川市史 第5巻 戦争編 戦時体験Ⅰ』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 618-622、具志川市教育委員会

米須 清志

- 2001 「南洋へ移民」『北中城村史 第三巻 移民・本編』北中城村史編纂委員会(編)、pp. 522-526、北中城村役場

崎浜 ツル

- 2006 「家族を結わいつけて岩壁に立つ」『北谷町史 附巻 移民・出稼ぎ編』北谷町史編集委員会(編)、pp. 580-584、北谷町教育委員会

参謀本部

- 2005 『杉山メモ』下巻、p. 473、原書房普及版

島袋 安亀・カマド

- 1995 「水や食糧が豊富だったボナベ」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室(編)、pp. 460-463、北谷町役場

志良堂 静

- 1987 「サイパン移民・パラオでの戦争体験」『宜野座村誌 第二巻資料編Ⅰ 移民・開墾 戦争体験』宜野座村誌編集委員会(編)、pp. 121-126、宜野座村役場

城間 松助

- 2003 「南洋群島への出稼ぎ」『大里村史 移民本編』大里村移民史編集委員会(編)、pp. 538-540、大里村役場

平良 豊

- 2005 「平良豊」『具志川市史 第5巻 戦争編 戦時体験Ⅱ』具志川市史編さん委員会(編)、pp. 292-295、具志川市教育委員会

高江洲 順義

- 2004 「パラオで船大工をしていた」『佐敷町史 五 移民』佐敷町史編集委員会(編)、pp. 359-363、佐敷町役場

- 玉寄 ウト
1999「テニアン島の戦争体験」『東風平町史—戦争体験記—』町史編集委員会（編）、pp. 518-520、東風平町
- 知念 春江
1989「玉砕の島サイパンで」『座間味村史 下巻』座間味村史編集委員会（編）、pp. 185-198、座間味村役場
- 知念 米
1999「パラオも沖縄も大変だった」『佐敷町史 四 戦争』佐敷町史編集委員会（編）、pp. 354-356、佐敷町役場
- 津嘉山 正行
1992「輸送隊で野戦病院に食糧を送る—パラオ」『北谷町史 第五巻資料編 4 北谷の戦時体験記録（上）』北谷町史編集委員会（編）、pp. 237-240、北谷町役場
- 照屋 秀
1985「南洋から引揚げて沖縄戦に遭遇」『北谷町民の戦時体験記録集（第一集）沖縄戦一語でいいかな何時め世までいん』北谷町史編集事務局（編）、pp. 88-92、北谷町役場
- 当間 盛助
1984「再びヤップへの願いも空しく」『浦添市史 第五巻資料編 4 戦争体験記録』浦添市史編集委員会（編）、pp. 433-438、浦添市教育委員会
- 当山 イト
1996「月夜のイモ植え」『金武町史 第一巻「移民・証言編」』金武町史編さん委員会（編）、pp. 532-533、金武町教育委員会
- 徳村 光子
1981「戦時下のクリスチャン生活」『那覇市史 資料篇 第3巻 7 市民の戦時・戦後体験記Ⅰ（戦時篇）』那覇市企画部市史編集室（編）、pp. 45-50、那覇市企画部市史編集室
- 仲里 ヨシ
1999「サイパンからきょうだい三人で引揚げる」『佐敷町史 四 戦争』佐敷町史編集委員会（編）、pp. 357-359、佐敷町役場
- 中島 文彦
1963「南洋群島在住邦人の内地引揚げ及びその在外財産について」『続々・引揚げ援護の記録』厚生省援護局庶務課記録係、pp. 379-391、厚生省
- 仲宗根 正雄
2002「仲宗根正雄」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ証言編』具志川市史編さん委員会（編）、pp. 593-594、具志川市教育委員会
- 名嘉真 たつ
2002「名嘉真たつ」『具志川市史 第四巻 移民・出稼ぎ証言編』具志川市史編さん委員会（編）、pp. 645-647、具志川市教育委員会
- 名嘉真 ふみ
2002「名嘉真ふみ」『具志川市史 第四巻 移民・出稼ぎ証言編』具志川市史編さん委員会（編）、pp. 476-477、具志川市教育委員会
- 仲本 キクエ
2002「仲本キクエ」『具志川市史 第四巻 移民・出稼ぎ証言編』具志川市史編さん委員会（編）、pp. 553-554、具志川市教育委員会
- 中本 シズ
2005「せっかく生活が安定してきたが」『玉城村史 第7巻 移民編』玉城村史編集委員会（編）、pp. 537-541、玉城村役場
- 仲本 正重
2010「北大東島からテニアンへ」『北中城村史 第四巻 戦争・証言編二』北中城村史編纂委員会（編）、pp. 53-59、北中城村役場
- 名幸（稲嶺） 静子
2001「ボナペからの引き揚げ体験」『北中城村史 第三巻 移民・本編』北中城村史編纂委員会（編）、pp. 552-557、北中城村役場
- 南洋新報社
1944「防衛態勢強化のため 在住民の疎開断行 臨時帰還者相談所設置」『南洋新報』1944（昭和19）年2月20日付
- 南洋庁
1933～1939『南洋庁統計年鑑』第1回～第9回
- 比嘉 カマド
2001「サイパンに夢を求めて」『北中城村史 第三巻 移民・本編』北中城村史編纂委員会（編）、pp. 526-529、北中城村役場
- 比嘉 スミ子
2006「結婚式を挙げてサイパン島へ」『北谷町史 附巻 移民・出稼ぎ編』北谷町史編集委員会（編）、pp. 589-592、北谷町教育委員会
- 比嘉 トシ子
1984「本土出稼ぎ後にマラカル島へ」『浦添市史 第五巻資料編 4 戦争体験記録』浦添市史編集委員会（編）、pp. 430-433、浦添市教育委員会
- 外間 清徳
2004「生まれ故郷のサイパンは戦場に」『佐敷町史 五 移民』佐敷町史編集委員会（編）、pp. 368-372、佐敷町役場
- 又吉 ミネ
2002「又吉ミネ」『具志川市史 第4巻 移民・出稼ぎ証言編』具志川市史編さん委員会（編）、pp. 789-790、具志川市教育委員会
- 松江 春次
1932『南洋開拓拾年誌』南洋興発株式会社、p. 82
- 松田 カメ
1995「そんな死に方をしてはいけない」『戦時体験記録 北谷町』企画課町史編集室（編）、pp. 500-506、

- 北谷役場
山内 キヨ
1998 「ヤップ引き揚げと沖縄戦」『糸満市史 資料編 7
戦時資料下巻—戦災記録・体験談—』糸満市史編
集委員会 (編)、pp. 359-360、糸満市役所
吉野 シゲ
1996 「忘れられない島サイパン」『金武町史 第一巻「移

- 民・証言編』金武町史編さん委員会 (編)、pp.
501-504、金武町教育委員会
琉球新報社
1940 「女郎に現抜かし妹を売る 義兄の悪企みストッ
プ」『琉球新報』1940年6月27日付

The Livelihood and War of South Seas Immigrant Women from Okinawa: A Gender Perspective

Jun KAWASHIMA*

In modern Japan, the population shift from Okinawa to the South Seas Islands was a social phenomenon that emerged against the backdrop of international relations in the Asia-Pacific region surrounding Japan, Okinawa, and the South Seas Islands, as well as Japan's policy of governing Okinawa and the South Seas Islands. This paper examines the characteristics of Okinawan-born South Sea immigrant women in relation to Japan's colonial rule and war in the Asia-Pacific region, while clarifying the gender role division of labor based on the patterns and factors of travel, economic activities, and life under the wartime regime of women who moved from Okinawa to the South Sea archipelago. In doing so, by relying on the testimonies of immigrant women in the local government histories of Okinawa Prefecture, we will clarify how individual and concrete experiences have maintained colonial rule, war, and gender role division of labor.

In the series of processes of the formation, development, collapse, and downsizing of Imperial Japan, women immigrants from Okinawa and the South Seas supported the maintenance and expansion of Imperial Japan's rule over the South Seas, whether they liked it or not, and at the same time, their activities based on the division of labor and gender roles supported the government policy and the conduct of war in the South Seas. At the same time, the government policy and the conduct of war in the South Seas were supported by the activities of immigrants based on the gender role division of labor. In addition, we can catch a glimpse of the fact that they were affected directly or indirectly in their own lives, life and death by the division of labor based on gender roles, as well as by the policies of governance and the conduct of war in Okinawa and the South Sea archipelago. This is precisely the relationship between the division of labor and the conduct of war and colonial rule.

Keywords

Gender, Imperial Japan, Okinawa, Micronesia, Colonies

* Okinawa International University